

中野区介護保険の運営状況

(平成17(2005)年度)

目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者の状況	2
3	要介護認定の状況	4
4	介護サービスの利用状況	11
4-2	施設サービス	17
4-3	居宅サービス	19
5	保険給付費の内訳	24
6	介護保険料	27
7	基盤整備の状況	31
8	介護保険の円滑な利用について	32
9	介護保険制度の広報活動	41
10	介護保険制度の充実に向けて	43
	補足資料(介護保険特別会計の決算状況)	49

中野区保健福祉部介護保険担当

- 注 1. 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
2. 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
3. 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が
平成 18 年 6 月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加
請求などにより今後変動する場合がある。
4. 本文中に「要支援」とある場合、平成 18 年 4 月以降の認定区分は「経過的要介
護」となる。「経過的要介護者」とは介護保険改正法施行の際（平成 18 年 4 月 1
日）に旧法による要支援認定を受けている被保険者をいい、該当する要介護区分
「経過的要介護」となる。経過的要介護者は、新たな要介護認定を受けたものと
みなされることになるが、その有効期間は施行の際に受けている要支援認定の有
効期間の残存期間である。

1 中野区の人口構成

中野区の高齢者人口は、日本全体の高齢化傾向と同様に引き続き増加傾向にある。一方で、0～39歳の人口は全国、中野区とも減少傾向にある。人口に占める構成比をみると、65～74歳の前期高齢者は全国、中野区とも微増傾向にあり、75歳以上の後期高齢者は増加傾向を示している。

表1 中野区の人口構成の推移（外国人を含む総人口）

区 分		平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	
全国 (単位：万人・%)	人口	合計	12,733	12,756	12,771	12,769	12,778
		0歳～39歳	6,066	6,027	5,979	5,911	5,854
		40歳～64歳	4,336	4,320	4,325	4,329	4,318
		高齢者人口	2,330	2,410	2,467	2,529	2,606
		65歳～74歳	1,345	1,376	1,378	1,392	1,417
		75歳以上	985	1,034	1,089	1,137	1,189
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	47.6	47.2	46.8	46.3	45.8
		40歳～64歳	34.1	33.9	33.9	33.9	33.8
		高齢者人口	18.3	18.9	19.3	19.8	20.4
		65歳～74歳	10.6	10.8	10.8	10.9	11.1
		75歳以上	7.7	8.1	8.5	8.9	9.3
中野区 (単位：人・%)	人口	合計	307,256	308,420	308,916	308,910	308,017
		0歳～39歳	158,638	158,790	158,140	156,467	155,025
		40歳～64歳	94,880	94,903	95,545	96,402	96,093
		高齢者人口	53,738	54,727	55,231	56,041	56,899
		65歳～74歳	30,541	30,659	30,271	30,021	30,161
		75歳以上	23,197	24,068	24,960	26,020	26,738
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	51.6	51.5	51.2	50.7	50.3
		40歳～64歳	30.9	30.8	30.9	31.2	31.2
		高齢者人口	17.5	17.7	17.9	18.1	18.5
		65歳～74歳	9.9	9.9	9.8	9.7	9.8
		75歳以上	7.5	7.8	8.1	8.4	8.7

2 被保険者の状況

介護保険の加入者（被保険者）は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分される。被保険者には、住所地特例者（※1）が含まれ、他住所地特例者（※2）は含まれない。

※1 住所地特例者

中野区に住所を有していた被保険者が、他区市町村の介護保険施設に入所し、施設の所在地に住所を変更した場合、新住所地の被保険者とはならず、元の住所地（中野区）の被保険者となる。

※2 他住所地特例者

他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区の被保険者とはならず、従前の住所地の被保険者となる。

① 第1号被保険者の推移

第1号被保険者の推移は、表2のとおりである。高齢者人口の推移と同様に、第1号被保険者は増加傾向にあり、また、第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合が増加している。

なお、第1号被保険者には住所地特例者が含まれるが、平成18年4月末現在の住所地特例者は約425名、他住所地特例者は約50名と住所地特例者の方が他住所地特例者を上回っているため、第1号被保険者数は中野区の高齢者人口よりも多くなっている。

表2 第1号被保険者数の推移 (単位：人、%)

区分		平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
人数	第1号被保険者数	54,108	55,088	55,591	56,337	57,336
	65歳～74歳	30,569	30,694	30,289	30,095	30,220
	75歳以上	23,539	24,394	25,302	26,242	27,116
構成比	第1号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	56.5	55.7	54.5	53.4	52.7
	75歳以上	43.5	44.3	45.5	46.6	47.3

平成14年度からの第1号被保険者の異動事由は表3のとおりとなっている。転出者が転入者を上回ってはいるものの、65歳到達者の数がさらに多いことから、第1号被保険者は増加している。

表3 第1号被保険者の異動事由

(単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成14年度	615	0	3,293	0	4	3,912
	平成15年度	550	0	2,850	1	0	3,401
	平成16年度	598	5	3,012	0	1	3,616
	平成17年度	550	0	2,850	1	0	3,401
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成14年度	1,009	17	1,917	0	3	2,946
	平成15年度	1,034	17	1,840	0	2	2,893
	平成16年度	967	21	1,845	0	0	2,833
	平成17年度	1,112	8	1,967	0	0	3,087

※ 「職権復活」「職権喪失」 中野区の職権により被保険者資格を取得又は喪失した被保険者

※ 「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定により介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した者

※ 「適用除外該当」 介護保険法施行法の規定により介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した者

② 第2号被保険者

第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している中野区民である。非該当者は実質的に生活保護受給者に限定され、第2号被保険者には住所地特例者や他住所地特例者が極めて少ない。

第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違いは、第一に保険料の徴収方法にある。第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。違いの第二は、介護サービス利用にあたって、第1号被保険者はその原因を問わないが、第2号被保険者については、加齢が原因とされる特定の病気（16特定疾病）により、介護が必要になった場合に限られている。平成18年4月から新たに末期がんが特定疾病に加わった。

3 要介護認定の状況

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要がある。被保険者からの認定申請がなされると、区では訪問調査を行うとともに、主治医に意見書を求める。介護認定審査会では、訪問調査の基本調査や主治医意見書の「理解及び記憶」の項目による一次判定を基に、主治医意見書の記載内容、訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護度を判定する。

(1) 要介護（要支援）認定申請

要介護等の認定申請は、地域包括支援センターや地域センター、区役所介護保険担当の窓口で受け付けている。申請は主に本人又は家族が行うが、居宅介護支援事業者や介護保険施設などが申請を代行することもできる。4年間の申請状況は、表4のとおりである。

平成16年4月から、更新時の認定有効期間については最大24か月まで延長できるようになった。

表4 要介護（要支援）申請の状況 (単位：件)

区分	新規	更新	転入	変更	合計
平成14年度	3,208	8,367	107	884	12,566
平成15年度	3,215	9,571	130	1,051	13,967
平成16年度	2,844	10,240	129	1,109	14,322
平成17年度	2,826	6,769	119	1,306	11,020

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状況の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したもの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

(2) 要介護等の状況

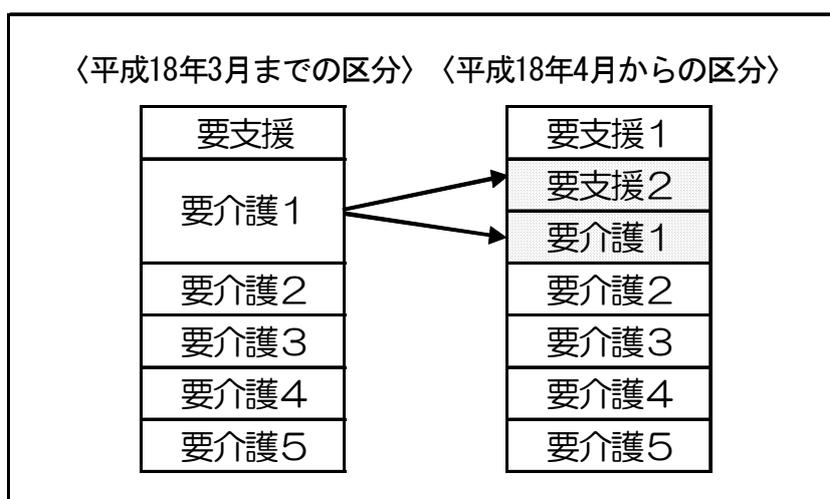
① 認定者の推移

要介護等認定者等の推移は表5のとおりである。平成12年度の制度発足時から、毎年1,000人を超える伸びが続いていたが、平成16年から認定者数の伸びは緩やかになってきている。

表5 要介護等認定者数の推移 (単位：人)

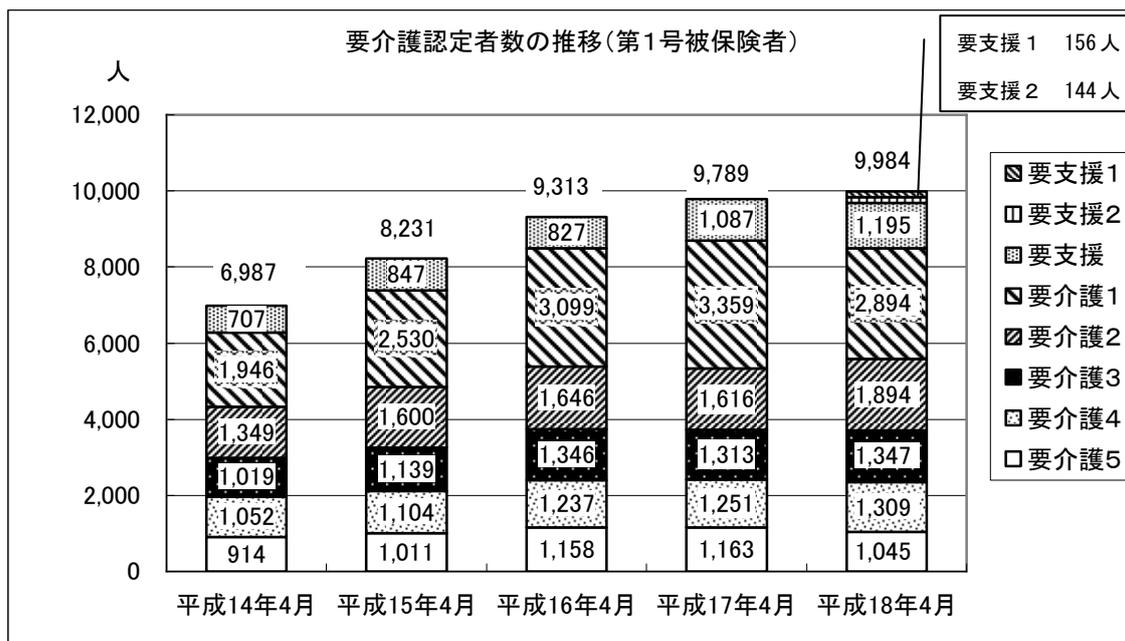
区 分	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
要支援1	—	—	—	—	145
要支援2	—	—	—	—	160
要支援	713	856	836	1,095	1,210
要介護1	1,999	2,595	3,173	3,443	2,965
要介護2	1,410	1,671	1,728	1,690	1,966
要介護3	1,050	1,183	1,381	1,355	1,395
要介護4	1,080	1,129	1,268	1,279	1,341
要介護5	956	1,050	1,211	1,212	1,094
計	7,208	8,484	9,597	10,074	10,276

平成18年4月から要介護認定の区分がそれまでの6段階から、これまでの要介護1が要支援2、要介護1に細分化され7段階となった。

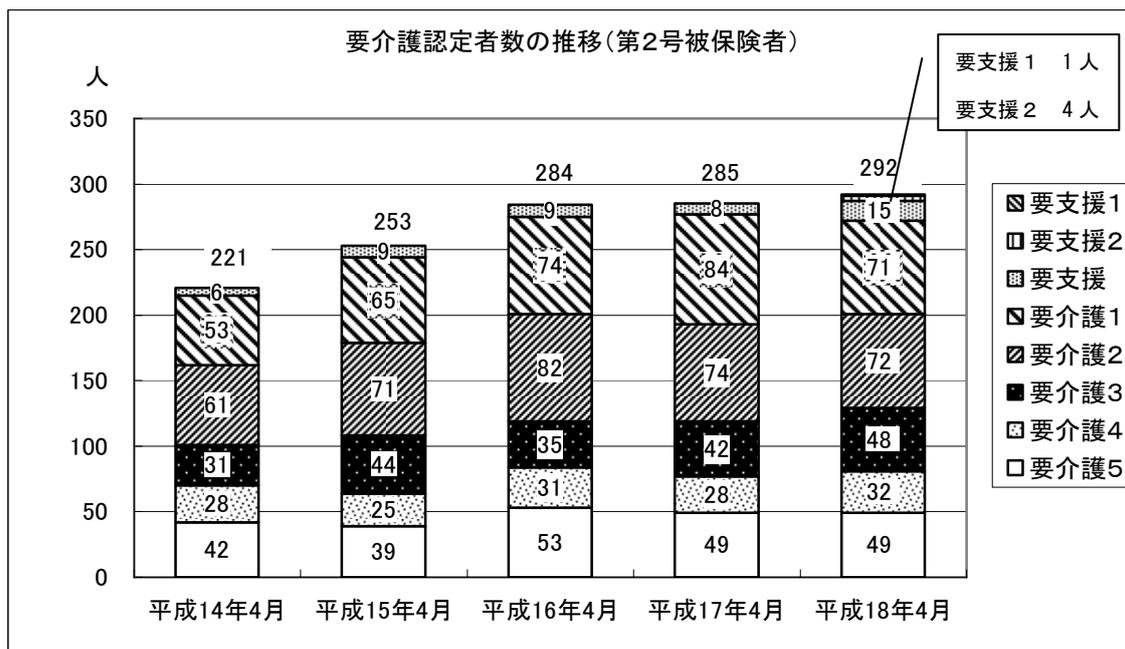


要介護等の認定を受けた者のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から65歳未満の第2号被保険者の認定者の推移はそれぞれ、グラフ6及びグラフ7のとおりである。第1号被保険者は第2号被保険者に比べ要支援、要介護1の伸びが極めて大きくなっている。

グラフ6 要介護等認定者のうち第1号被保険者の推移



グラフ7 要介護等認定者のうち第2号被保険者の推移



② 第1号被保険者の認定者の状況

65歳以上の第1号被保険者につき、前期・後期高齢者ごとに、被保険者数・認定者数・認定率を比較したのが表8である。この5年間、認定率は増加傾向を示しており、前期高齢者の認定率が3.9%から5.2%へ、後期高齢者の認定率が24.6%から31%へと増加している。

表8 第1号被保険者の認定状況 (単位：人、%)

区 分		平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
被 保 険 者 数	第1号被保険者数	54,108	55,088	55,591	56,337	57,336
	65歳～74歳	30,569	30,694	30,289	30,095	30,220
	75歳以上	23,539	24,394	25,302	26,242	27,116
認 定 者 数	第1号被保険者合計	6,987	8,231	9,313	9,789	9,984
	65歳～74歳	1,205	1,444	1,591	1,614	1,581
	75歳以上	5,782	6,787	7,722	8,175	8,403
認 定 率	第1号被保険者	12.91	14.94	16.75	17.38	17.41
	65歳～74歳	3.94	4.70	5.25	5.36	5.23
	75歳以上	24.56	27.82	30.52	31.15	30.99

平成18年4月現在の第1号被保険者の認定者について、5歳刻みの認定率は、表9のとおりである。

表9 認定率の状況(5歳刻み) (単位：人、%)

区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100 歳以上	合計
被保険者数	15,241	14,979	11,840	8,205	4,372	2,042	571	86	57,336
認定者数	474	1,107	1,797	2,480	2,158	1,421	468	79	9,984
認定率	3.11	7.39	15.18	30.23	49.36	69.59	81.96	91.86	17.41

③ 全国比較

平成18年3月現在の65歳以上の第1号被保険者の認定者数及び認定率について、全国・東京都・中野区を比較したのが表10である。中野区の認定率は、総数では、全国及び都平均より1.3から1.6ポイント高く、要支援を除き要介護1以上で全国及び都平均より高くなっている。

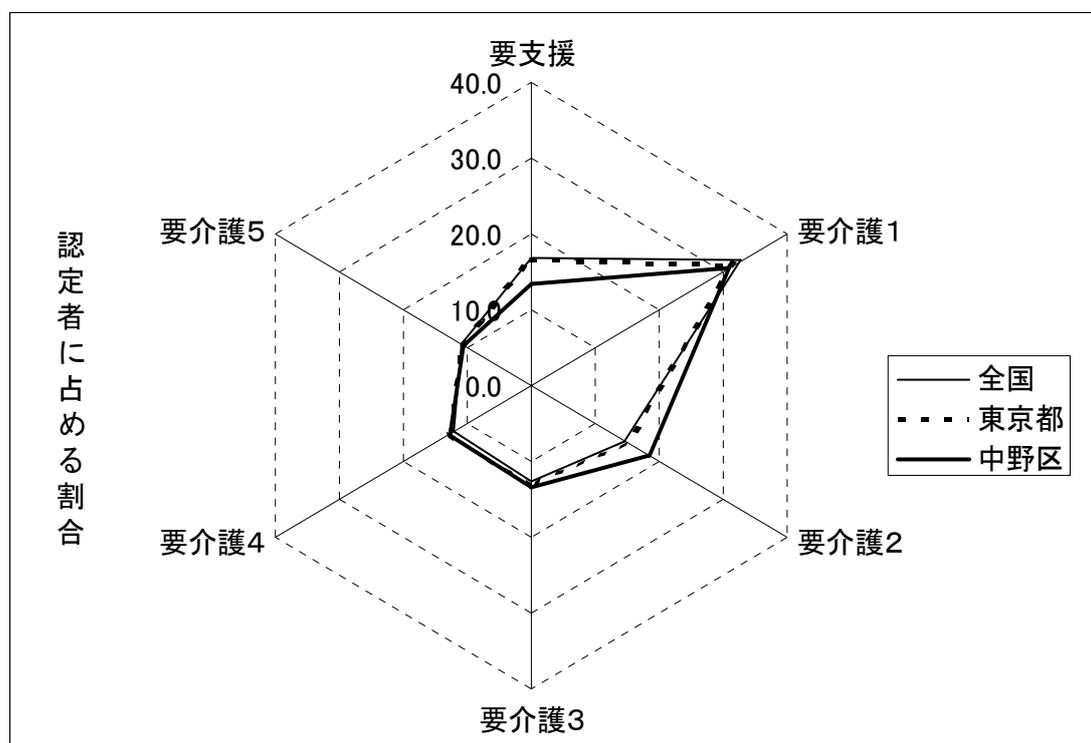
表 10 認定者数の全国比較(第1号被保険者) (単位:人、%)

区分		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
認定者	全国	705,550	1,373,659	615,936	530,923	503,533	445,130	4,174,731
	東京都	60,172	114,559	53,971	47,257	46,055	39,592	361,606
	中野区	1,338	3,094	1,828	1,336	1,292	1,045	9,933
認定率	全国	2.7	5.3	2.4	2.1	1.9	1.7	16.1
	東京都	2.6	5.0	2.4	2.1	2.0	1.7	15.8
	中野区	2.3	5.4	3.2	2.3	2.3	1.8	17.4

※ 第1号被保険者数…全国:25,878,221人、東京都:2,289,133人、中野区:57,193人

全認定者に占める要介護度毎の割合は、グラフ11のとおりである。中野区では、要介護2～5がいずれも全国及び都平均を上回る割合となっており、その分、要支援、要介護1は全国及び都平均より低くなっている。また、国、都、区を通じ要介護1の割合が突出している。

グラフ11 全認定者に占める要介護度別毎の割合



(3) 介護認定審査会

介護認定審査会は、保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者の委員で構成され、要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員は、任期2年、定数200名以内となっている。要介護認定の審査・判定は委員4名で組織する17の合議体ごとに行われる。

① 認定審査会委員の構成

平成18年4月現在の認定審査会委員の職種別構成は、表12のとおりである。

表12 認定審査会の職種別構成 (単位：人)

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	44	学識経験者	0	介護福祉士	5
歯科医師	9	理学療法士	4	施設職員	12
保健師	4	作業療法士	3	医療相談員	2
看護師	11	柔道整復師	1	合計	109
薬剤師	1	社会福祉士	13		

② 認定審査会（合議体）の開催状況

4年間の認定審査会の開催回数は、表13のとおりである。

表13 認定審査会開催状況 (単位：回、件)

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
平成14年度	334	11,954	35.8
平成15年度	380	13,618	35.8
平成16年度	361	13,974	38.7
平成17年度	327	10,990	33.6

③ 要介護（要支援）認定の状況

認定審査会の区分別判定状況は、表14及びグラフ15のとおりである。

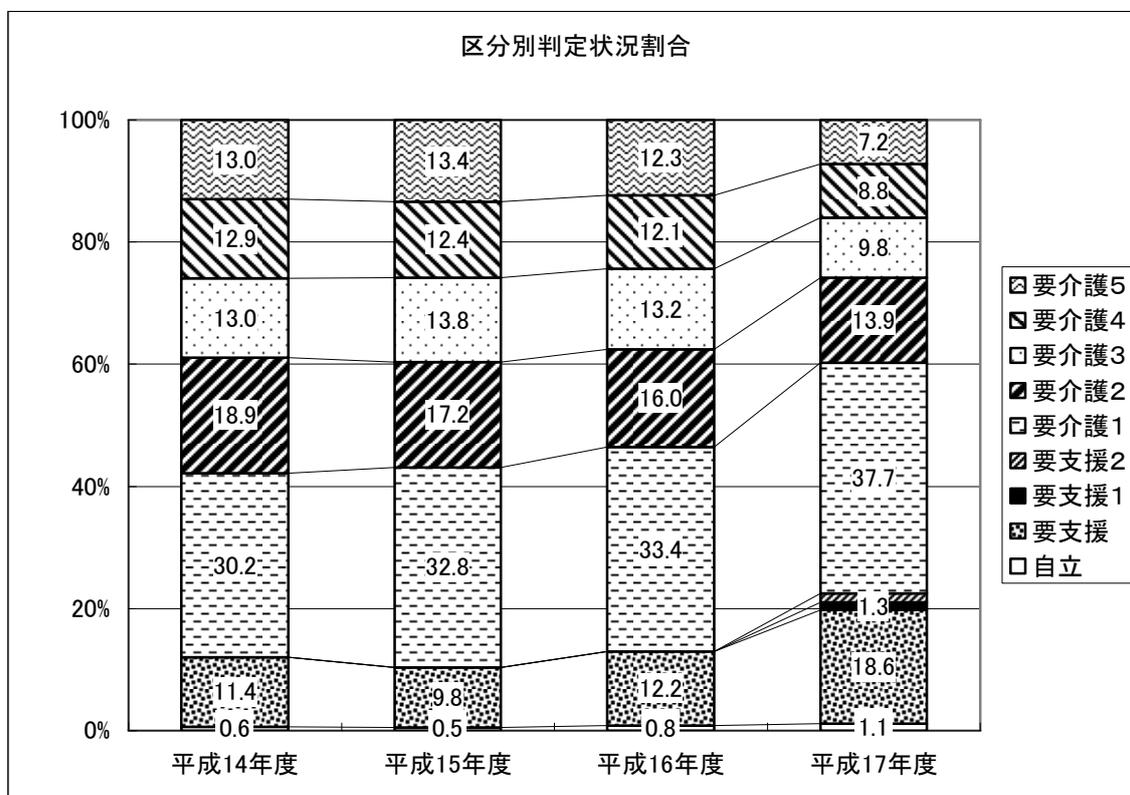
表 1 4 区分別判定状況

(単位：件)

	区分	自立	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成14年度	新規	55	598			1,048	523	309	236	243	3,012
	更新	17	748			2,447	1,523	1,057	1,121	1,123	8,036
	転入	0	7			22	38	11	18	10	106
	変更	0	3			88	163	177	161	174	766
	合計	72	1,356			3,605	2,247	1,554	1,536	1,550	11,920
平成15年度	新規	54	486			1,267	500	301	220	227	3,055
	更新	19	836			3,059	1,633	1,310	1,216	1,333	9,406
	転入	0	11			43	24	24	14	14	130
	変更	0	0			77	169	233	225	245	949
	合計	73	1,333			4,446	2,326	1,868	1,675	1,819	13,540
平成16年度	新規	71	555			1,070	393	295	202	151	2,737
	更新	39	1,121			3,437	1,627	1,281	1,235	1,355	10,095
	転入	0	19			41	24	20	17	10	131
	変更	0	2			99	185	235	235	197	953
	合計	110	1,697			4,647	2,229	1,831	1,689	1,713	13,916
平成17年度	新規	59	614			937	384	279	192	172	2,637
	更新	65	1,388	137	154	2,964	902	538	493	368	7,009
	転入	0	12	0	0	45	16	22	14	13	122
	変更	0	3	0	0	135	200	224	257	231	1,050
	合計	124	2,017	137	154	4,081	1,502	1,063	956	784	10,818

※各年度中の認定審査会で判定された件数

グラフ 1 5 区分別判定状況割合



4 介護サービスの利用状況

介護保険のサービスは、施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所してサービスを受ける施設サービスと、それ以外の居宅サービスに分かれる。介護サービスの利用状況は表16のとおりである。認定者数、サービス利用者数は年々増加傾向にあったが平成18年にかけては微増となっている。

表16 介護サービスの利用状況 (単位：人、%)

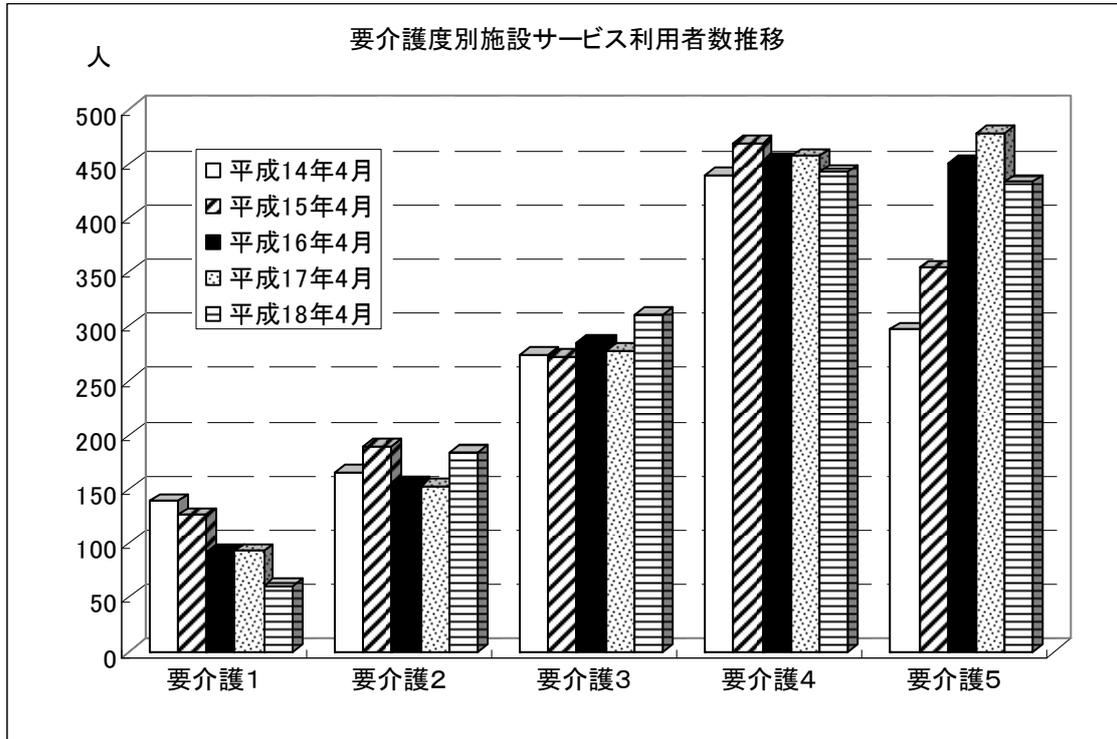
区 分		平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
人数	認定者	7,208	8,484	9,597	10,074	10,276
	利用者	5,649	6,620	7,503	8,025	8,097
	居宅	4,331	5,209	6,069	6,567	6,665
	施設	1,318	1,411	1,434	1,458	1,432
	未利用者	1,559	1,864	2,094	2,049	2,179
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	78.4	78.0	78.2	79.6	78.8
	居宅	60.1	61.4	63.2	65.2	64.9
	施設	18.3	16.6	14.9	14.4	13.9
	未利用者	21.6	22.0	21.8	20.4	21.2

介護サービス利用者のうち、施設サービス利用者の要介護度別内訳は、表17及びグラフ18のとおりである。

表17 要介護度別施設サービス利用者数推移

区 分	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
要支援	3	1	0	0	0
要支援1	—	—	—	—	0
要支援2	—	—	—	—	1
要介護1	139	126	92	93	61
要介護2	166	189	155	153	184
要介護3	274	272	285	277	311
要介護4	439	469	452	457	442
要介護5	297	354	450	478	433
合計	1,318	1,411	1,434	1,458	1,432

グラフ18 要介護度別施設サービス利用者数推移



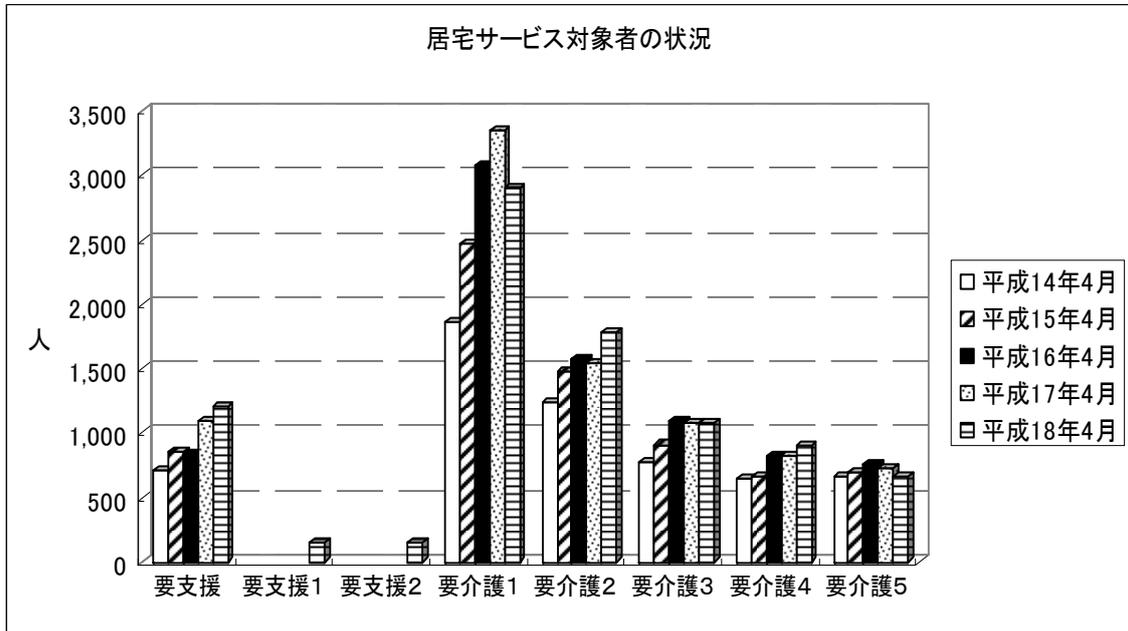
※ 表17において、要支援の者が入所しているが、これらの入所者は平成12年の介護保険制度発足時点で既に介護老人福祉施設に入所していた者である。5年間の経過措置期間中は自立・要支援であっても継続して施設サービスの利用が可とされていた。

認定者から施設サービス利用者を除いた者が、居宅サービスを利用する対象者であり、その状況は表19及びグラフ20のとおりである。

表19 居宅サービス対象者の状況 (単位：人)

区分	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
要支援	710	855	836	1,095	1,210
要支援1	—	—	—	—	145
要支援2	—	—	—	—	159
要介護1	1,860	2,469	3,081	3,350	2,904
要介護2	1,244	1,482	1,573	1,537	1,782
要介護3	776	911	1,096	1,078	1,084
要介護4	641	660	816	822	899
要介護5	659	696	761	734	661
合計	5,890	7,073	8,163	8,616	8,844

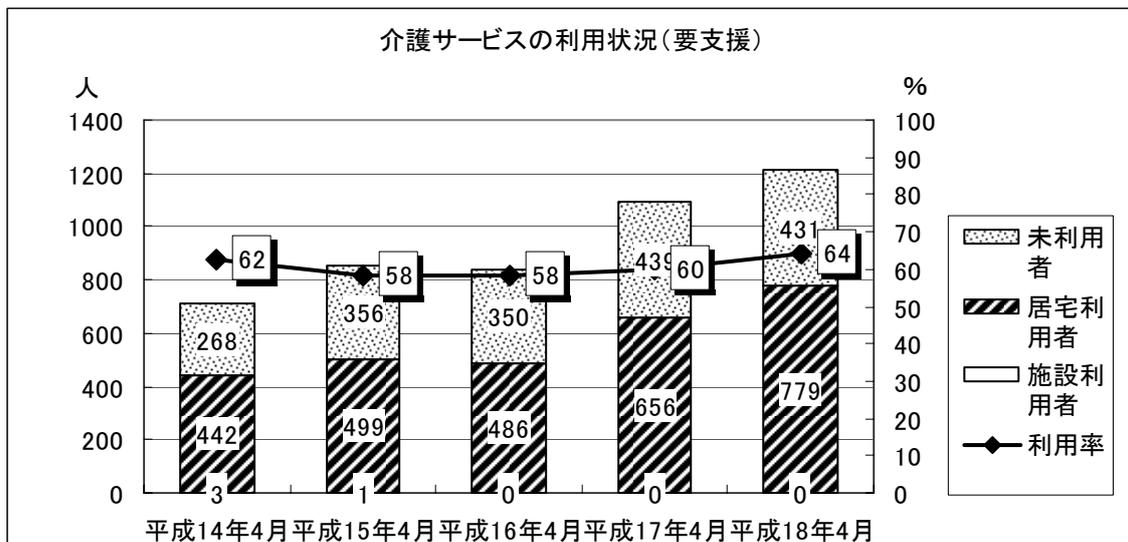
グラフ20 居宅サービス対象者の状況

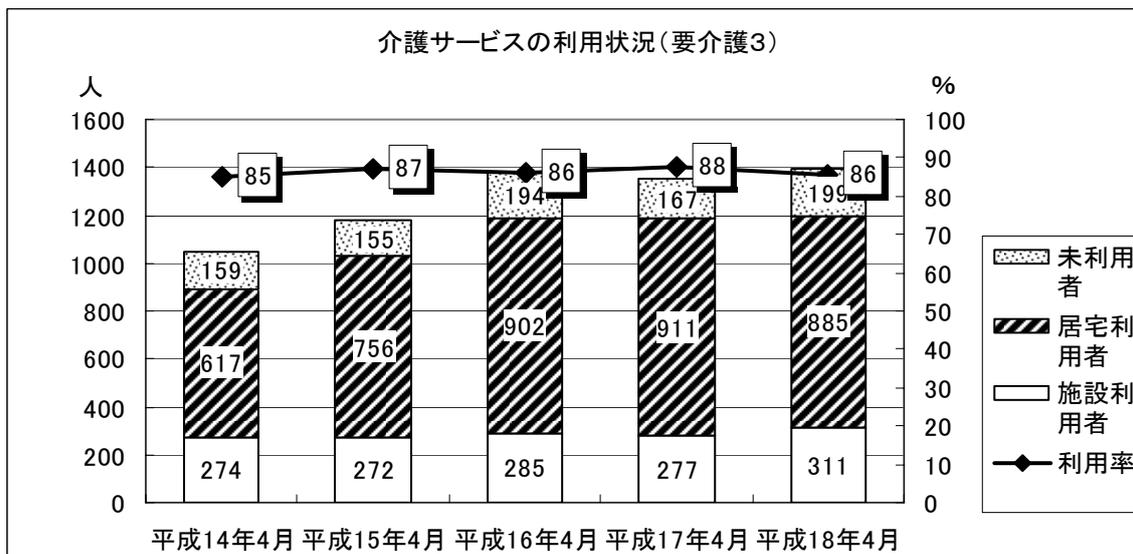
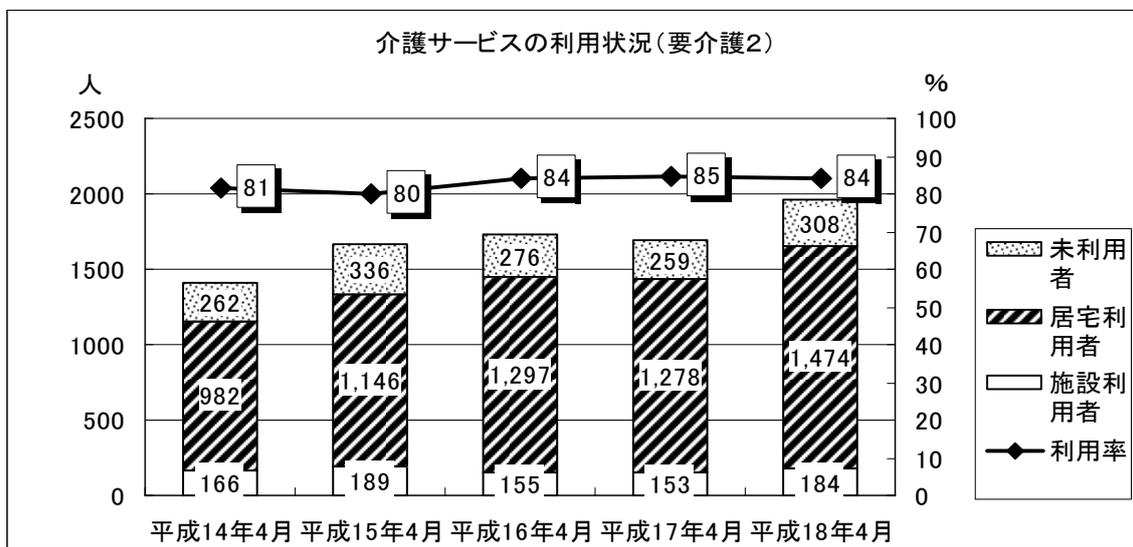
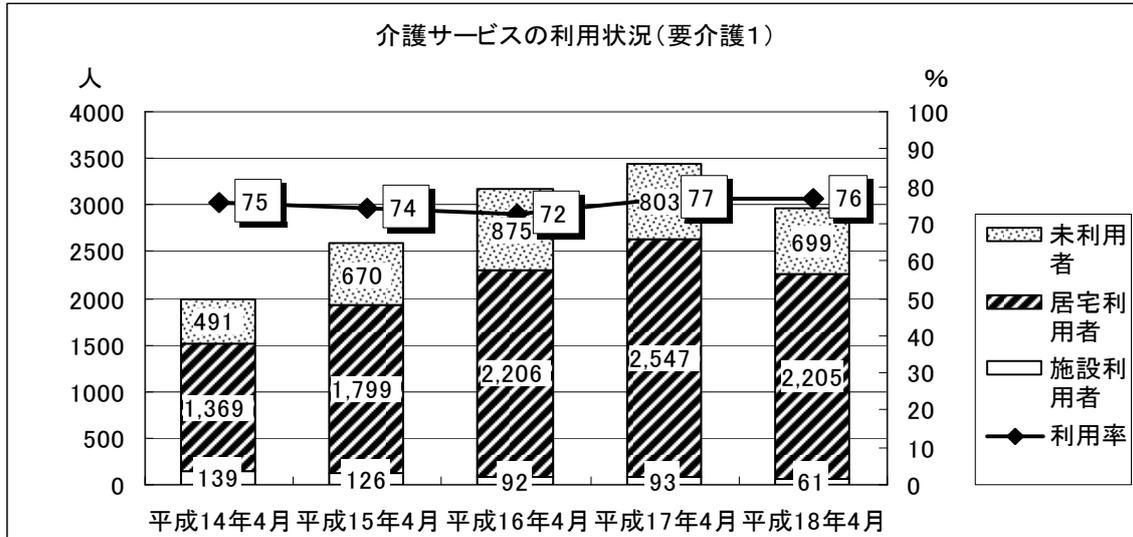


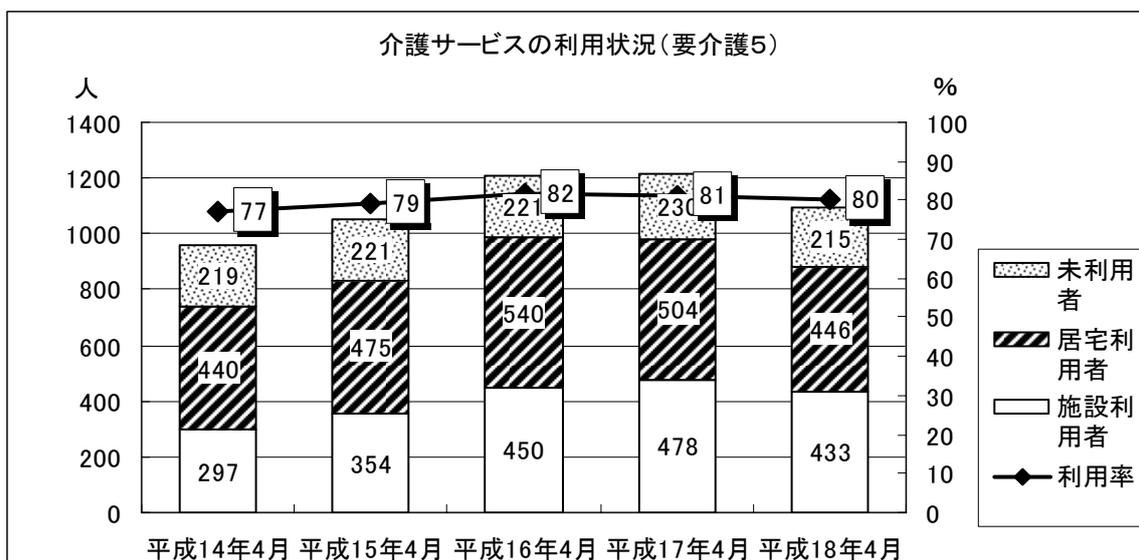
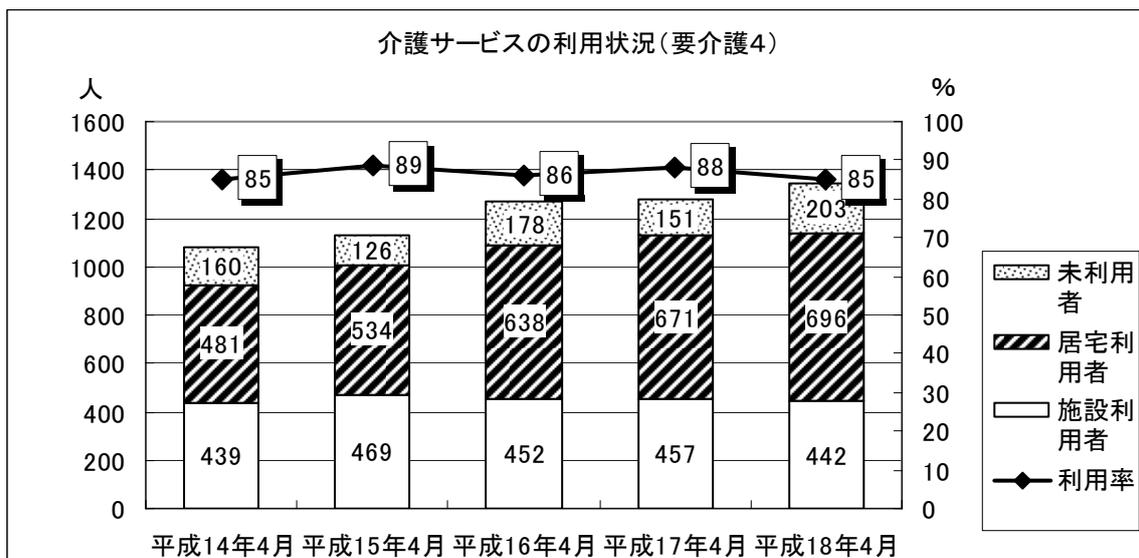
介護度別の介護サービスの利用状況及び利用率（認定者の中でサービスを利用している割合）は、グラフ21のとおりである。要介護2以上の利用率は8割を超えているが、要支援と要介護1については、利用率が低くなっている。

平成18年4月の要支援1については居宅サービス利用者が75人、未利用者70人で利用率52%、要支援2については居宅サービス利用者が105人、未利用者54人で利用率66%となっている。

グラフ21 介護サービス利用の状況







第2期介護保険事業計画策定にあたり、区では実態調査や国の示した参酌標準等を参考として、介護サービスの見込量を推計した。第2期介護保険事業計画の3年度目である平成17年度の実績と計画値を比較したのが表22である。

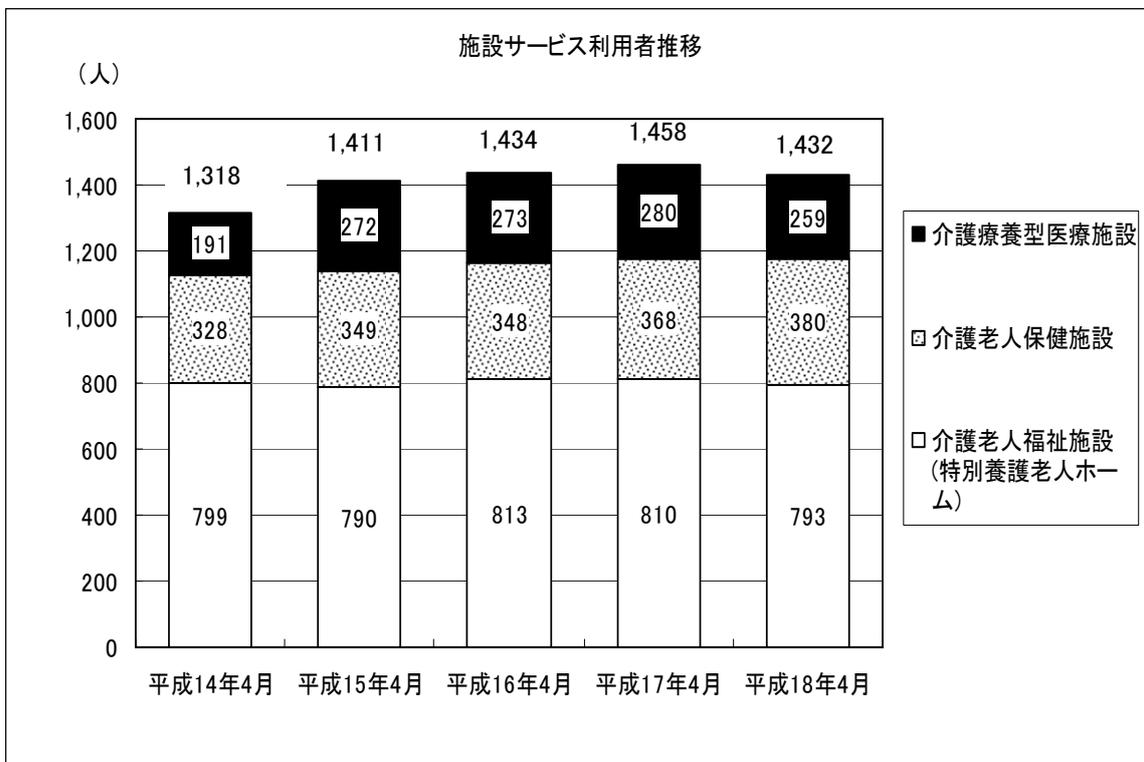
表22 給付実績と事業計画数値との比較

区分	平成17年度			備考
	実績	計画	実績割合	
訪問介護	612,742 回	781,456 回	78.4 %	
訪問入浴	16,071 回	27,976 回	57.4 %	
訪問看護	45,909 回	56,004 回	82.0 %	
訪問リハ	2,637 回	2,132 回	123.7 %	
通所介護	141,217 回	139,984 回	109.1 %	
通所リハ	11,539 回			
居宅療養管理指導	27,119 回	15,024 回	180.5 %	
福祉用具貸与	41,370 人	36,840 人	112.3 %	
短期入所生活介護	25,998 日	36,996 日	84.2 %	
短期入所療養介護	5,161 日			
認知症対応型 共同生活介護	103 人	63 人	163.5 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
特定施設入所者 生活介護	325 人	205 人	158.5 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
居宅介護支援	6,220 人	5,832 人	106.7 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
福祉用具購入	35,459,195 円	43,419,943 円	81.7 %	
住宅改修費	95,522,221 円	120,432,201 円	79.3 %	
特別養護老人ホーム	802 人	885 人	90.6 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
老人保健施設	384 人	356 人	107.9 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
介護療養型医療施設	273 人	339 人	80.5 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
移送サービス	254 件	— 件	— %	

4-2 施設サービス

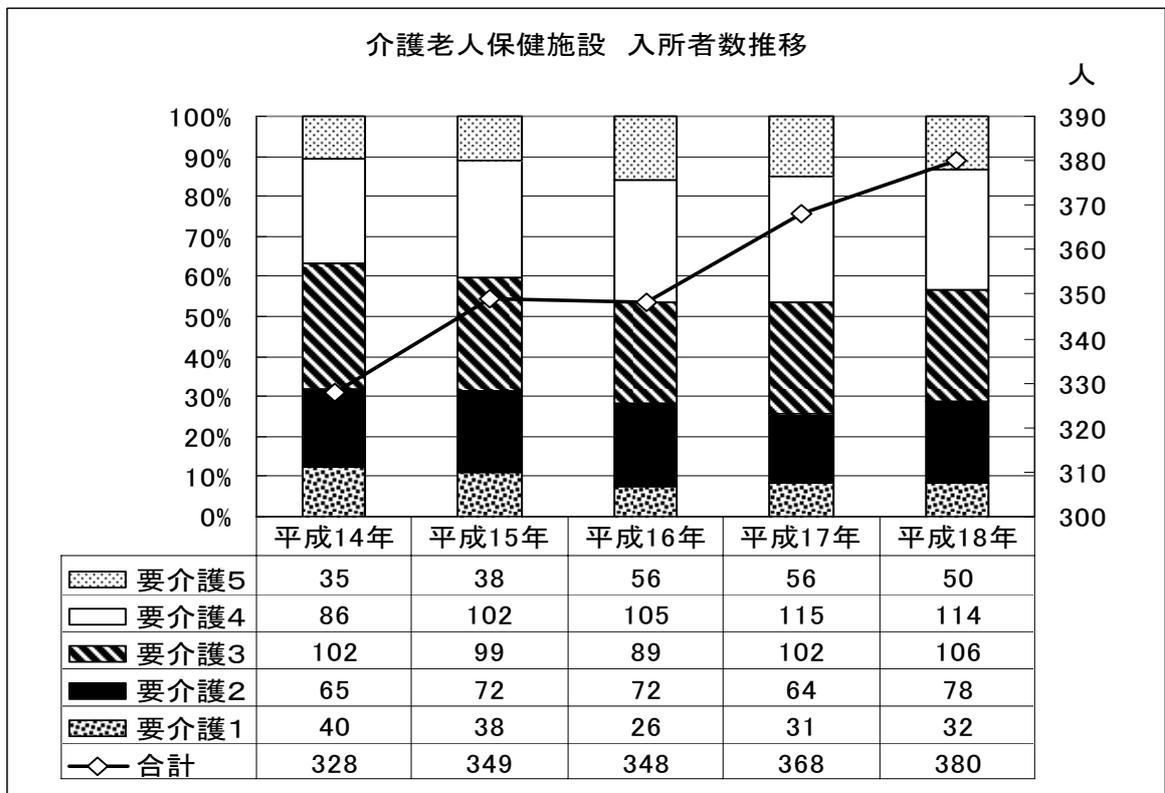
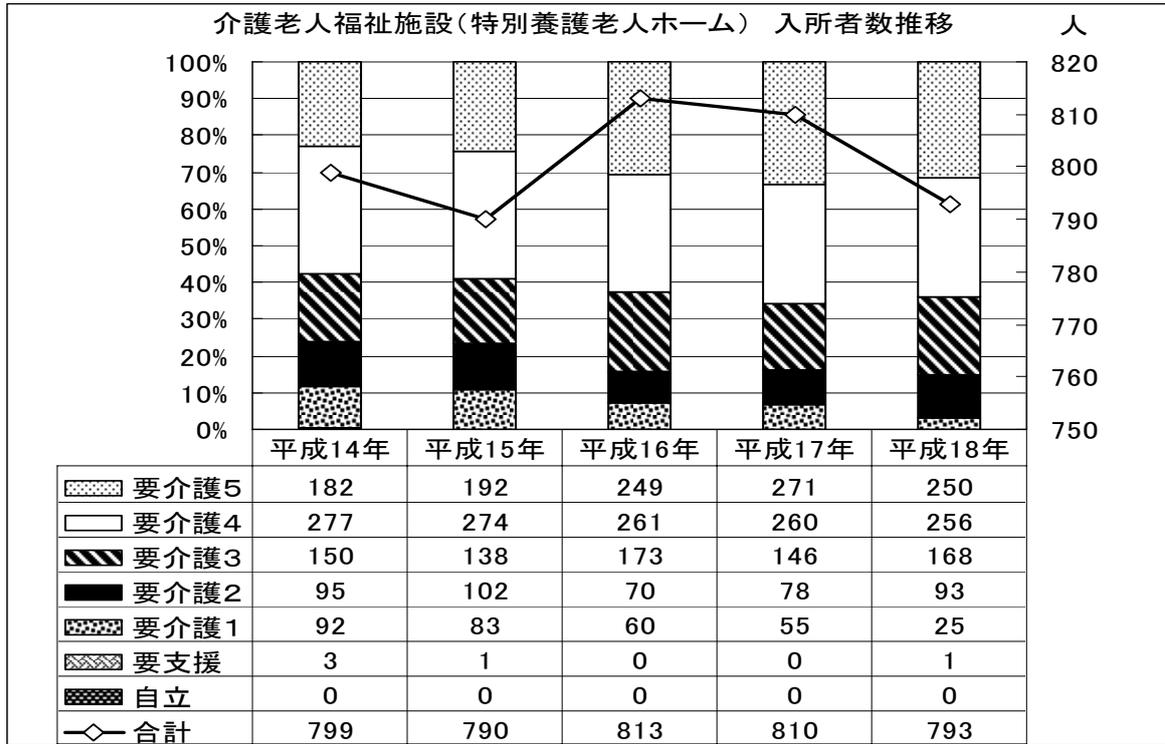
介護保険の施設サービスの利用状況は、グラフ23のとおりである。平成15年までは、医療施設から介護保険施設への転換により利用者が急増した介護療養型医療施設、介護老人福祉施設の利用者は増加傾向にあったが、平成18年にかけては介護老人保健施設以外は若干減少している。

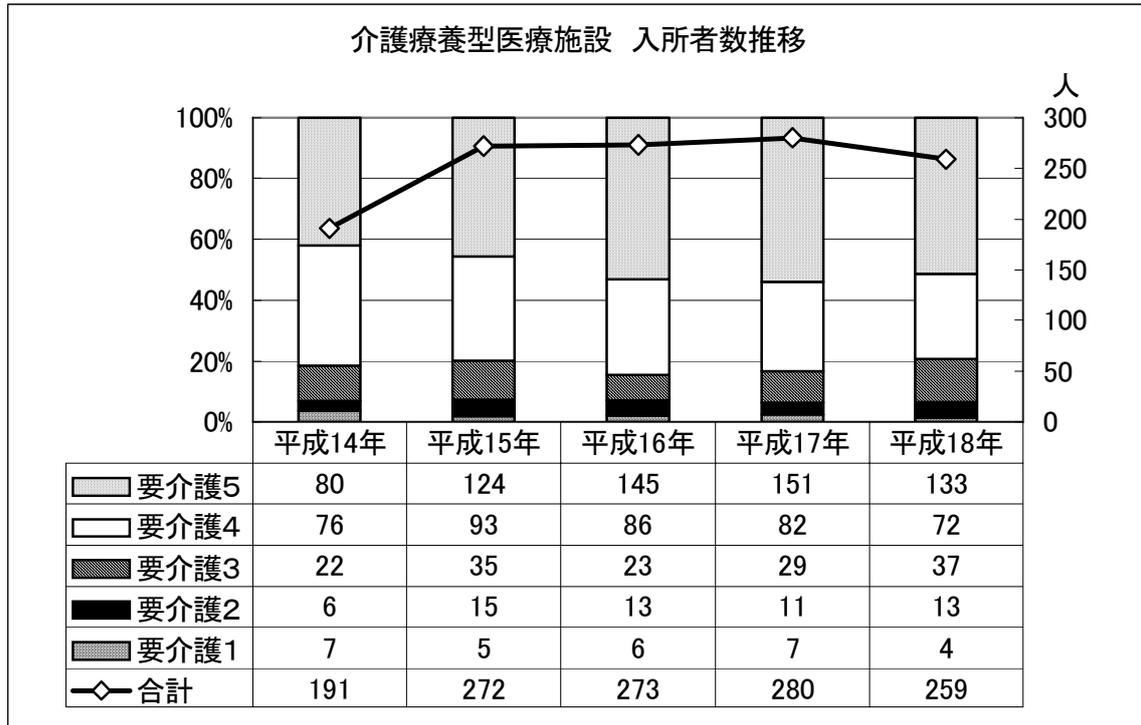
グラフ23 施設サービス利用者推移



介護保険施設入所者の各年4月の、施設別・介護度別の入所状況はグラフ24のとおりである。

グラフ24 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況





4-3 居宅サービス

(1) 給付の状況

居宅サービスの月平均利用者数の推移は、表25のとおりである。居宅サービスの利用者の伸びに伴い全体として各サービスとも利用が増えているが、訪問入浴介護・訪問リハビリについては若干の減少傾向がみられる。

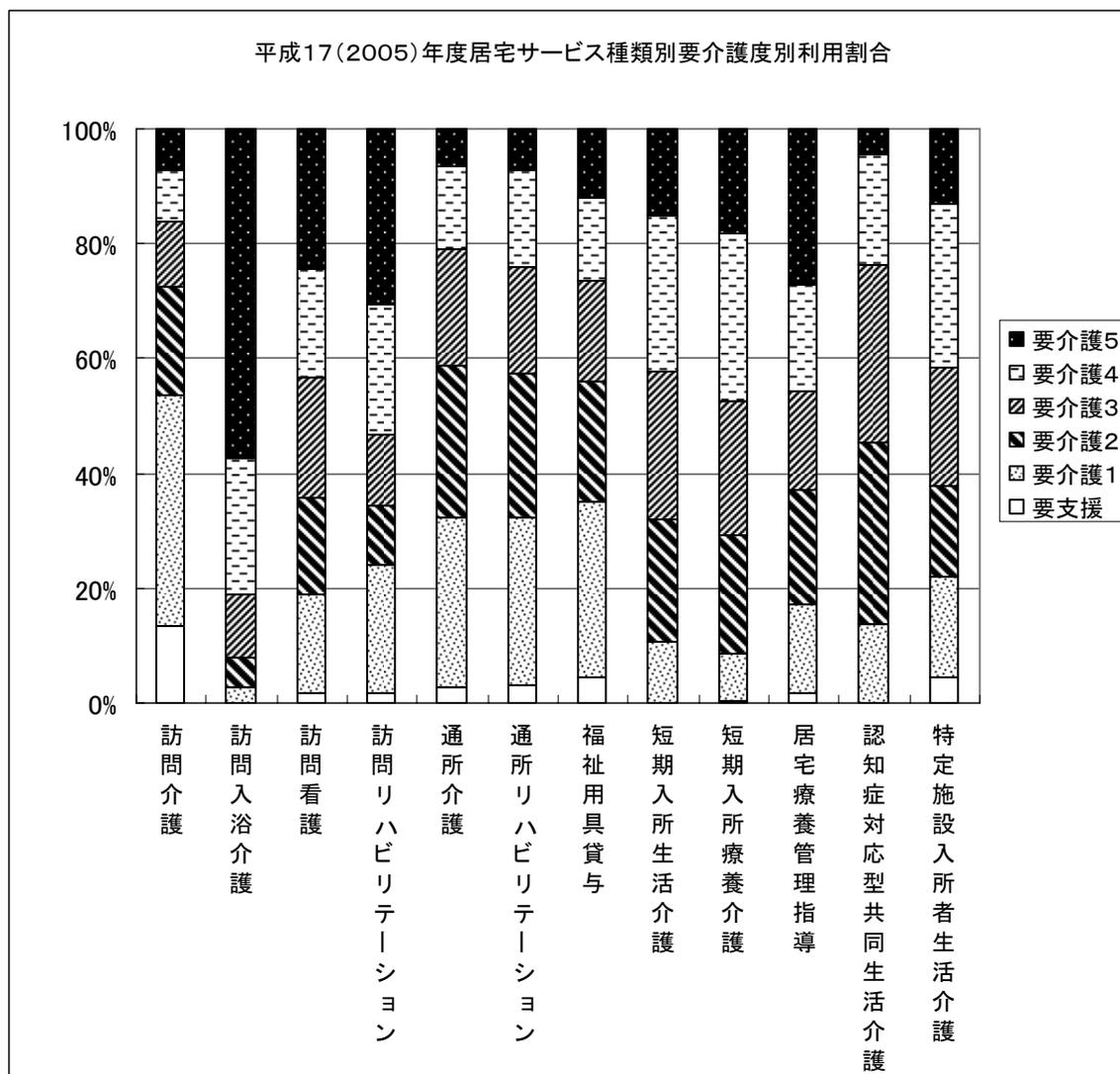
表25 居宅サービス月平均利用者数 (単位：人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
訪問介護	3,377	3,992	4,534	4,737
訪問入浴介護	395	377	348	334
訪問看護	708	719	777	867
訪問リハビリテーション	47	60	73	70
通所介護	1,206	1,428	1,606	1,698
通所リハビリテーション	136	148	150	189
福祉用具貸与	2,279	2,661	2,985	3,156

短期入所生活介護	231	232	263	282
短期入所療養介護	67	49	52	56
居宅療養管理指導	928	965	958	958
認知症対応型共同生活介護	18	36	70	103
特定施設入所者生活介護	155	197	261	324

平成17年度中の要介護度別の居宅サービス利用割合は、グラフ26のとおりである。訪問介護は要介護1、訪問入浴介護は要介護5の割合が突出している。

グラフ26 居宅サービス利用割合



これらの居宅サービスについて、利用者一人あたりの月平均利用回数等は、表27のとおりとなっている。

表27 月平均利用回数等

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)
訪問介護(回)	13.9	67	11.4	66	10.6	63	10.8	58
訪問入浴介護(回)	4.0	48	4.0	49	3.8	50	4.0	51
訪問看護(回)	4.6	35	4.2	34	4.2	34	4.4	35
訪問リハビリテーション(日)	3.1	16	3.1	16	3.0	17	3.1	17
通所介護(回)	6.8	55	7.3	62	6.8	68	6.9	68
通所リハビリテーション(回)	5.7	49	5.9	52	5.3	52	5.1	48
短期入所生活介護(日)	7.3	97	9.9	97	8.6	94	7.7	89

(2) 福祉用具購入費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスについては、他のサービス利用と異なり、区に直接申請を行い、支給限度額（福祉用具の購入費は毎年4月から翌年3月までの1年ごとに10万円、住宅改修は住宅ごとに20万円（要介護度が3ランク以上上がった場合は再度支給限度額まで利用できる））の範囲で費用の9割分の償還払いを受けるサービスである。

これらのサービスの利用状況は、表28及び表29のとおりである。

表 28 福祉用具購入費支給対象

(単位：件)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
腰掛便座	394	420	418	444
特殊尿器	1	4	3	4
入浴補助用具	1,047	1,156	1,085	1,083
簡易浴槽	0	0	0	0
移動用リフトのつり具	5	5	1	5
計	1,447	1,585	1,507	1,536

表 29 住宅改修費支給対象

(単位：件)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
手すりの取り付け	791	881	892	846
床段差の解消	204	243	280	236
床材の変更	47	58	35	18
扉の取替え	84	88	90	100
便器の取替え	58	55	71	48
計	1,184	1,325	1,368	1,248

(3) 特別給付の状況

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、短期入所（ショートステイ）サービス利用時の移送サービスを実施している。特別給付の利用状況は、表30のとおりである。

表30 特別給付施設所在地別利用件数 (単位：件、%)

区 分		ショートステイ (短期入所)利用		うち特別給付利用	
		件数	構成比	件数	構成比
平成14年度	区内施設	1,902	51.0	267	76.1
	22区内施設	1,417	38.0	57	16.2
	その他施設	414	11.0	27	7.7
	計	3,733	100.0	351	100.0
平成15年度	区内施設	1,990	54.1	110	43.5
	22区内施設	1,270	34.5	118	46.6
	その他施設	417	11.3	25	9.9
	計	3,677	100.0	253	100.0
平成16年度	区内施設	2,258	55.9	97	33.2
	22区内施設	1,401	34.7	171	58.6
	その他施設	381	9.4	24	8.2
	計	4,040	100.0	292	100.0
平成17年度	区内施設	2,312	53.1	50	19.7
	22区内施設	1,483	34.1	189	74.4
	その他施設	558	12.8	15	5.9
	計	4,353	100.0	254	100.0

5 保険給付費の内訳

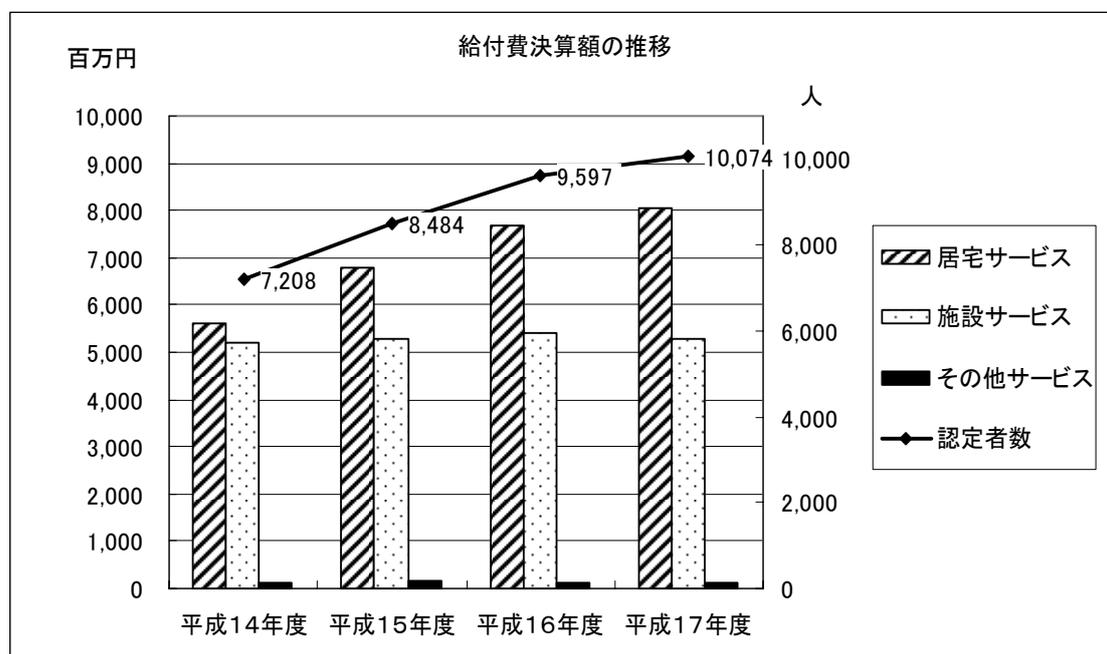
要介護等認定者の介護サービス利用に伴って、平成15年度から平成17年度に、介護保険特別会計から事業者を支払われた保険給付費の状況は表31のとおりである。

表31 給付費の状況

(単位：件、千円、%)

区分	平成15年度				平成16年度				平成17年度				
	件数		決算額		件数		決算額		件数		決算額		
	件数	伸率	決算額	伸率	件数	伸率	決算額	伸率	件数	伸率	決算額	伸率	
居宅サービス	訪問介護	52,804	21.2	3,168,229	17.4	60,002	13.6	3,403,644	7.4	62,829	4.7	3,311,103	-2.7
	訪問入浴介護	4,525	-4.7	221,398	-2.2	4,194	-7.3	207,751	-6.2	4,012	-4.3	205,536	-1.1
	訪問看護	8,835	2.7	295,773	-1.6	9,616	8.8	316,693	7.1	10,717	11.4	366,406	15.7
	訪問リハビリテーション	720	29.0	11,493	32.2	872	21.1	14,608	27.1	839	-3.8	14,641	0.2
	通所介護	19,299	20.3	1,055,968	33.2	21,801	13.0	1,304,384	23.5	22,753	4.4	1,390,768	6.6
	通所リハビリテーション	1,780	12.0	92,077	15.1	1,807	1.5	92,984	1.0	2,293	26.9	109,658	17.9
	福祉用具貸与	35,451	17.8	473,731	21.6	39,680	11.9	536,339	13.2	41,880	5.5	569,309	6.1
	短期入所	3,727	-0.5	269,187	-0.2	4,037	8.3	295,000	9.6	4,360	8.0	301,368	2.2
	居宅療養管理指導	13,569	4.4	93,467	-0.8	13,548	-0.2	94,112	0.7	13,939	2.9	99,754	6.0
	認知症対応型共同生活介護	432	116.0	99,876	120.9	839	94.2	196,093	96.3	1,241	47.9	298,602	52.3
	特定施設入所者生活介護	2,375	30.3	431,147	37.3	3,139	32.2	581,608	34.9	3,899	24.2	708,660	21.8
	居宅介護サービス計画費	63,736	17.8	569,121	39.7	69,970	9.8	631,347	10.9	74,650	6.7	677,668	7.3
計			6,781,467	20.5			7,674,563	13.2			8,053,473	4.9	
施設サービス	介護老人福祉施設	9,661	0.5	2,374,957	-4.6	9,827	1.7	2,402,683	1.2	9,635	-2.0	2,359,933	-1.8
	介護老人保健施設	4,227	1.3	992,027	-2.9	4,438	5.0	1,063,996	7.3	4,714	6.2	1,148,290	7.9
	介護療養型医療施設	3,268	18.7	1,084,966	17.8	3,332	2.0	1,106,848	2.0	3,295	-1.1	1,098,740	-0.7
	特定診療費	3,336	31.3	50,472	30.3	3,332	-0.1	58,294	15.5	3,341	0.3	61,746	5.9
	食事費用額	16,967	3.5	776,119	4.4	17,382	2.4	791,995	2.0	10,209	-41.3	461,994	-41.7
	特定入所者介護サービス費									5,569	—	155,328	—
計			5,278,541	1.2			5,423,816	2.8			5,286,031	-2.5	
その他サービス	福祉用具購入	1,245	12.6	34,630	9.4	1,238	-0.6	33,018	-4.7	1,244	0.5	35,409	7.2
	住宅改修	1,014	10.7	108,195	2.8	1,028	1.4	106,040	-2.0	947	-7.9	95,522	-9.9
	特別給付	253	-27.9	918	-36.3	292	15.4	1,119	21.9	254	-13.0	884	-21.0
	計			143,743	3.9			140,177	-2.5			131,815	-6.0
合計			12,203,751	11.1			13,238,556	8.5			13,471,319	1.8	

グラフ 3 2 給付費決算額の推移



※認定者数は各年度 4 月現在の数字。

中野区では、平成14年度の段階で施設サービスの保険給付費よりも居宅サービスの保険給付費が大きくなり、その後も認定者の伸びに準じて居宅サービスの保険給付費が伸びている。

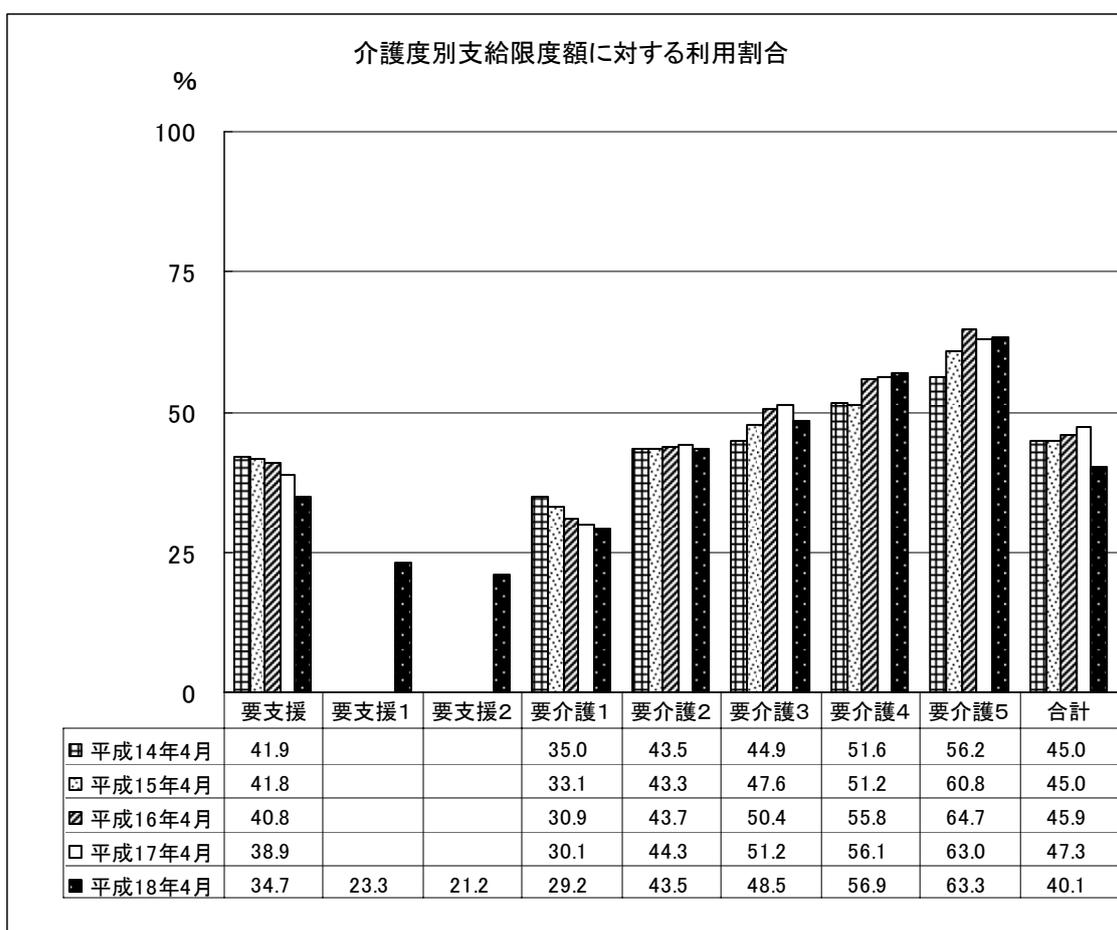
平成14年度から平成17年度の利用者一人当たり給付費の概算は表33のとおりである。居宅サービスの内、居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護）については、利用者数、サービス費とも大きな伸びが続いている。

表 3 3 利用者一人当たり給付費概算 (単位：千円、人、%)

区 分		平成14年度	平成15年度 (伸率)	平成16年度 (伸率)	平成17年度 (伸率)
居 宅	居宅サービス費 (居住系を除く)	5,267,709	6,250,444 18.7	6,896,862 10.3	7,046,211 2.2
	利用者数	54,102	63,736 17.8	69,970 9.8	74,650 6.7
	一人当たり給付費概算 (月額)	97	98 1.0	99 1.0	94 -5.1
居 住 系	居住系サービス費	359,240	531,023 47.8	777,701 46.5	1,007,262 29.5
	利用者数	2,023	2,807 38.8	3,978 41.7	5,140 29.2
	一人当たり給付費概算 (月額)	178	189 6.2	196 3.7	196 0.0
施 設	施設サービス費	5,215,098	5,278,541 1.2	5,423,816 2.8	5,286,031 -2.5
	利用者数	16,539	16,733 1.2	17,597 5.2	17,644 0.3
	一人当たり給付費概算 (月額)	315	315 0.0	308 -2.2	300 -2.6

支給限度額に対する利用額の割合（グラフ34）を見ると、要介護1以上は、おおむね要介護度が高くなるにつれて、利用割合が高くなっている。なお、要支援の利用割合が高いのは、要介護1に比して、支給限度額が約1/3程度であることが影響していると考えられる。中重度を中心として利用割合は徐々に高まっている。

グラフ34 介護度別支給限度額に対する利用割合



(単位：円)

区分	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額のめやす	64,300	51,800	108,000	176,000	206,000	283,000	318,000	379,000
平成17年4月平均利用額	22,316	12,057	22,857	51,436	89,707	137,296	180,965	240,084

6 介護保険料

介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から65歳未満の第2号被保険者から徴収するが、第1号被保険者と第2号被保険者では、賦課・徴収方法が異なる。

P4で述べたとおり、第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が、保険者ごとに定めた料率にしたがって給付費に対し第1号被保険者が負担する割合を賦課・徴収する。

第2号被保険者の保険料は、国の定める全国的な負担割合を元に、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

① 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める視点から、住民税の課税状況や所得に応じて、平成14年度までは5つの区分に分け、それぞれについて基準額に標準的な料率を乗じた額としていたが、年間収入に占める保険料の負担割合が第4、5段階に比べ、第1、2段階の方が大きくなっていった。こうした状況を緩和するため、平成15年度から段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。平成18年度からは制度改正により第2段階が細分化された。更に第8段階を新たに設定し、より応能的な負担を求めることとした。

表35 平成17年度までの所得段階別保険料（年額）

区 分		料率	保険料年額
第1段階	本人が生活保護受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	0.46	18,700円
第2段階	本人を含む世帯全員が住民税非課税	0.70	28,500円
第3段階	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税	1.00	40,800円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	1.25	51,000円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	1.50	61,200円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上	1.75	71,400円

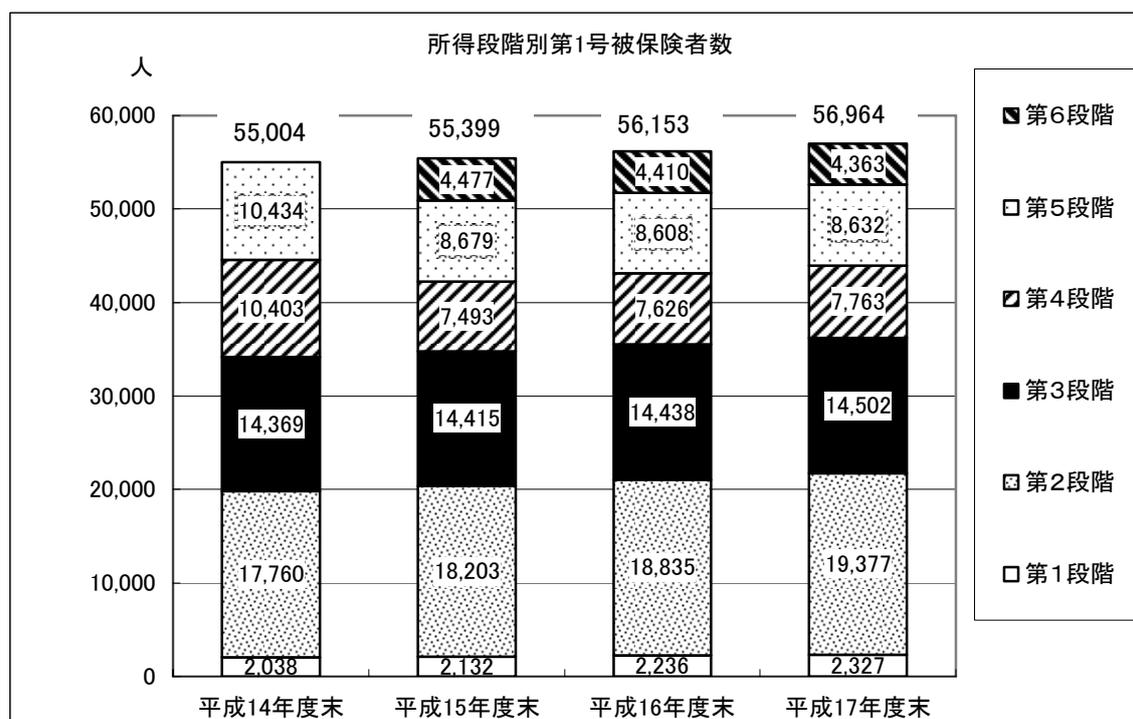
表 3 6 平成 1 8 年度からの所得段階別保険料（年額）

区 分		料率	保険料年額
第 1 段階	本人が生活保護受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	0.50	24,300 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.60	29,100 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で第 2 段階以外	0.75	36,400 円
第 4 段階	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税	1.00	48,600 円
第 5 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	1.25	60,700 円
第 6 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満	1.50	72,900 円
第 7 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満	1.75	85,000 円
第 8 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 800 万円以上	2.00	97,200 円

② 第 1 号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第 1 号被保険者の所得段階別被保険者数は、グラフ 3 7 のとおりである。高齢化に伴って第 1 号被保険者数は増加している。

グラフ 3 7 所得段階別第 1 号被保険者数



③ 第1号被保険者の保険料の減免（介護保険条例第24条1項該当の一般減免）

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた時など減免要件に該当し、やむをえない理由があると認める時に適用される。

平成17年度には9月に区内で集中豪雨が発生したため、承認件数は312件、減免額（調定額）は615万2500円となった。

④ 第1号被保険者の保険料の減額（中野区の独自減額）

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な者に対して、平成15年度から保険料が第1段階又は第2段階に属している者を対象に区独自の保険料の減額制度を導入した。

減額の要件（収入のほか、資産などが一定の条件）に該当した場合に適用される。平成17年度の承認決定状況は、表38のとおりである。

表38 保険料減額承認決定状況（単位：件、円）

区 分	減額後の保険料	件 数	減額調定額
第1減額基準以下の場合	18,700円 (第2段階の保険料額 →第1段階の保険料額)	68	649,300
第2減額基準以下の場合	9,300円 (第1段階の保険料額 ×1/2)	33	559,400
計		101	1,208,700

⑤ 第1号被保険者の徴収方法別収納状況

第1号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金からあらかじめ保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が18万円未満の者、年度の途中で65歳に到達した場合などは、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。所得段階別の特別徴収及び普通徴収の状況は、表39のとおりである。おおむね全体の3/4が特別徴収、1/4が普通徴収である。

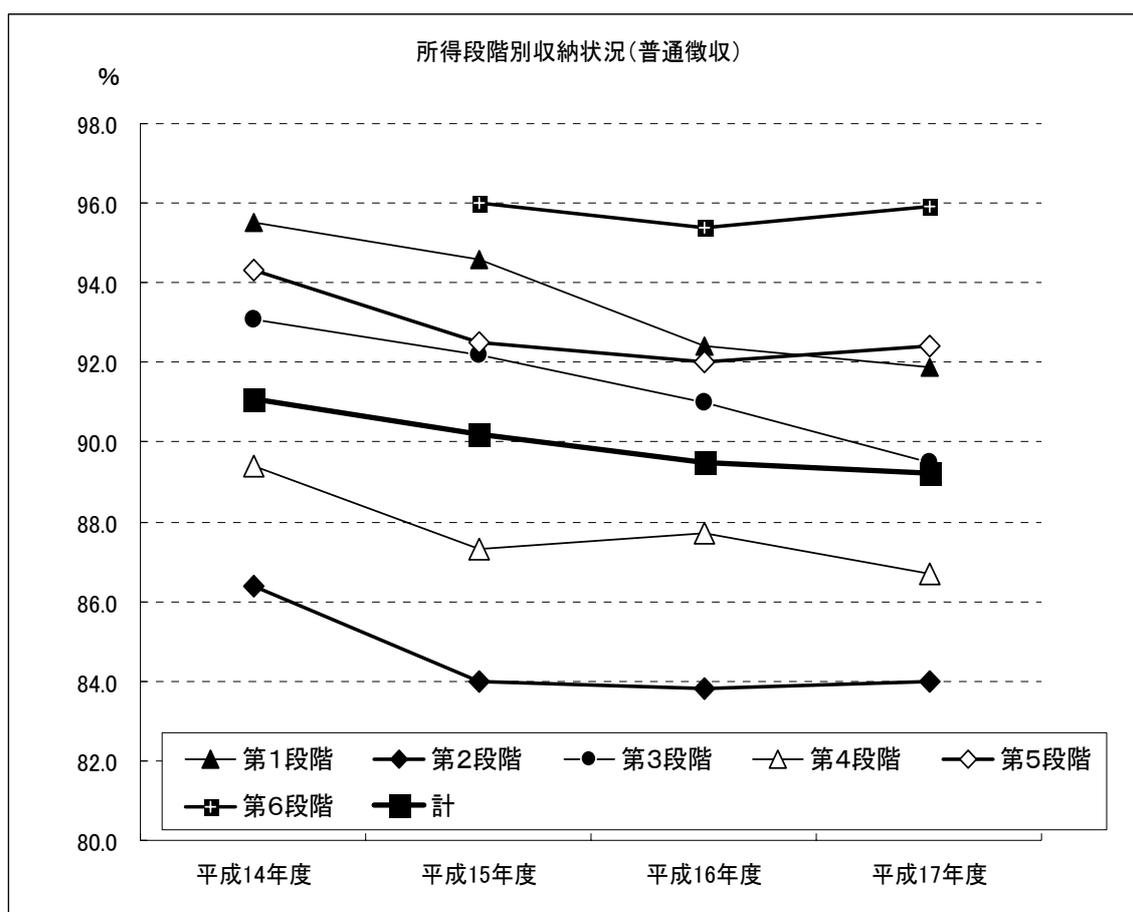
表 3 9 所得段階別特別徴収及び普通徴収の状況

(単位：人)

区分	平成14年度末			平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末		
	特別徴収	普通徴収	計									
第1段階	562	1,476	2,038	596	1,536	2,132	633	1,603	2,236	648	1,679	2,327
第2段階	13,202	4,558	17,760	13,601	4,602	18,203	14,108	4,727	18,835	14,623	4,754	19,377
第3段階	10,823	3,546	14,369	11,108	3,307	14,415	11,355	3,083	14,438	11,352	3,150	14,502
第4段階	8,516	1,887	10,403	6,101	1,392	7,493	6,262	1,364	7,626	6,230	1,533	7,763
第5段階	8,393	2,041	10,434	7,249	1,430	8,679	7,159	1,449	8,608	7,081	1,551	8,632
第6段階				3,552	925	4,477	3,533	877	4,410	3,440	923	4,363
合計	41,496	13,508	55,004	42,207	13,192	55,399	43,050	13,103	56,153	43,374	13,590	56,964
比率	75.4	24.6	100.0	76.2	23.8	100.0	76.7	23.3	100.0	76.1	23.9	100.0

普通徴収の所得段階別収納率はグラフ40のとおりである。

グラフ 4 0 所得段階別収納状況 (普通徴収)



※収納率には、還付未済額を含まない。

第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表4-1のとおりである。

表4-1 第1号被保険者保険料収納状況 (単位：千円)

区 分	平成16年度		平成17年度		比 較	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
現年度分特別徴収保険料	1,864,189	1,869,538	1,871,593	1,877,758	7,404	8,220
現年分普通徴収保険料	510,662	458,154	520,511	465,096	9,849	6,942
滞納繰越分普通徴収保険料	83,286	15,694	93,239	16,298	9,953	604
合 計	2,458,137	2,343,386	2,485,343	2,359,152	27,206	15,766

※ 収納額には還付未済額を含むため、特別徴収の収入済額は、決算数字上は調定額より大きくなる。

7 基盤整備の状況

(1) 介護保険施設の現況 (平成18年3月末現在)

区内の介護保険施設基盤整備の状況は、以下のとおりである。

- ① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
社会福祉法人 7施設 定員530名
- ② 介護療養型医療施設
民間病院 2施設 定員141名
- ③ 短期入所生活介護 (ショートステイ)
社会福祉法人 6施設 定員 50名
- ④ 特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム)
民間施設 4施設 定員223名
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)
社会福祉法人 2施設 定員 23名
- ⑥ 通所介護 (デイサービス)
区委託 3施設 定員 58名
民間施設等 24施設 定員622名

(2) 今後の施設整備計画

区は、江古田の森に保健福祉施設の整備計画を進めている。この計画により、特別養護老人ホーム100床、老人保健施設100床、ケアハウス60名、短期入所生活介護20床、短期入所療養介護20床、デイサービス40名、通所リハビリテーション40名が開設される。開設は平成19年4月の予定である。

平成18年4月から区が委託運営していた南中野高齢者在宅サービスセンターを社会福祉法人の自主運営へ移行した。また、桃二、多田の高齢者在宅サービスセンターについては指定管理者による管理へ移行した。

8 介護保険の円滑な利用について

(1) 利用者負担の軽減

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担の軽減（国制度）

介護保険制度施行前から区のホームヘルプサービスを利用していた低所得の高齢者の訪問介護にかかる利用者負担は、平成15年6月までは3%、平成15年7月からは6%に軽減していたが、平成17年3月31日で制度が終了し、本来の10%となった。また、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している者の負担割合は、平成19年6月末まで3%とされている。

② 訪問介護の利用者負担軽減（区独自制度）

平成13年10月から、介護保険制度施行後にホームヘルプサービスを利用する低所得者を対象に、区独自にホームヘルプサービス利用料の負担軽減を図ってきた。対象者は生活保護世帯を除く住民税非課税世帯で、負担割合は、国制度と同様であり、平成17年3月31日で制度を廃止した。

訪問介護の利用者負担軽減にかかる国制度及び区制度の実績は、表42のとおりである。

表42 訪問介護負担軽減措置の実績 (単位：件、千円)

区分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国制度分	6,651	35,934	5,729	26,579	4,858	20,065	1,777	8,521
区制度分	8,021	37,554	11,303	36,575	14,204	37,204	1,220	3,094

注：平成17年度の実績は低所得者向け制度廃止により、障害者対象事業のみ実施の実績

③ 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14年4月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は、表43のとおりである。

表43 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績（単位：件、千円）

区分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	197	726	277	1,052	232	1,057	417	1,615

④ 高額介護サービス費の支給

介護サービスを利用する際には、介護サービス費用の1割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給される。高額介護サービス費の支給実績は、表44のとおりである。

表44 高額介護サービス費支給実績（単位：件、千円）

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税		左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成14年度	2,065	19,323	7,517	48,025	1,727	10,053	11,309	77,401
平成15年度	2,300	22,973	8,195	54,776	2,273	12,284	12,768	90,033
平成16年度	2,801	25,702	8,900	59,200	2,438	13,863	14,139	98,765

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,076	28,529	549	7,450	8,723	57,651	2,220	12,904	14,568	106,534

⑤ 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費は、申請後支給されるまで2～3か月かかるため、その間資金が必要な方に、高額介護サービス費相当額の貸付（無利子）を行っている。これまでの貸付実績は、表45のとおりである。

表 4 5 高額介護サービス費等資金貸付事業実績 (単位：件、円)

区分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	27	211,235	43	267,197	26	155,422	22	204,659

⑥ 標準負担額の減額認定 (平成 17 年 9 月で制度廃止)

介護保険施設に入所中の食費についての利用者負担額 (標準負担額) は、介護保険施設における食事の提供に要する、平均的な費用の額を勘案した基準により算定した額から、平均的な家計における食事の状況を勘案して厚生労働大臣が定めている。(1 日につき 780 円)

ただし、所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が別に定めた額に減額される。平成 17 年 9 月末までの減額認定者数は、表 4 6 のとおりである。この制度は介護保険法の改正により、食費及び居住費が自己負担となったため平成 17 年 9 月末で廃止された。

表 4 6 標準負担額減額認定者数

要件	1 日あたり	認定者数
住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	300 円	133 人
世帯全員が住民税非課税	500 円	624 人

⑦ 負担限度額認定 (平成 17 年度 10 月から)

介護保険施設等の居住費と食費が平成 17 年 10 月から介護保険制度の改正により利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用 (基準費用額) と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み (補足給付) が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方であり、具体的には表 4 7 のとおりである。

表 4 7

利用者負担段階	対象者
第 1 段階	区市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者・生活保護受給者
第 2 段階	区市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方
第 3 段階	区市町村民税世帯非課税世帯であって、利用者負担段階が第 2 段階以外の方 (課税年金収入額が 80 万円超 266 万円未満の方など)

上記以外の方は利用者負担第 4 段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表 4 7 のとおり施設の種類及び居室により異なる。

表 4 7 居住費の負担限度額 (日額)

		負担限度額			基準費用額
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
多床室 (相部屋)		0 円	320 円	320 円	320 円
従来型個室	特養等	320 円	420 円	820 円	1,150 円
	老健・療養等	490 円	490 円	1,310 円	1,640 円
ユニット型準個室		490 円	490 円	1,310 円	1,640 円
ユニット型個室		820 円	820 円	1,640 円	1,970 円

表 4 8 食費の負担限度額 (日額)

負担限度額			基準費用額
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
300 円	390 円	650 円	1,380 円

負担限度額認定者数の平成 17 年度の実績は表 5 0 のとおりである。

表 5 0 負担限度額認定者数 (単位：人)

平成 17 年度	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	計
		161	787	290

⑧ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している者については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。

平成 17 年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数及び標準負担額減額認定者数は表 5 1 及び表 5 2 のとおりである。

表 5 1 旧措置入所者利用負担減免認定者数

減 額	63 人
免 除	39 人
計	102 人

表 5 2 旧措置入所者標準負担額減額認定者数

要 件	1日あたり	認定者数
住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	300円	75人
世帯全員が住民税非課税	500円	137人

(2) 中野区特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、区内の特別養護老人ホームとともに、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。

優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

また、このしくみが導入されたことに伴い、入所申込者の状況変化を関係者間で情報共有し、在宅での待機者や介護者等を支援していくために、特別養護老人ホーム入所希望者情報管理システムを構築した。

(3) 介護給付費準備基金

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の給付費用等の推計を基に算出され、納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（平成18年度からは約19%、この率は当該自治体の高齢者の状況により異なる）に充当される。この保険料収入が、給付費に充当すべき保険料相当分を上回った場合は介護給付費準備基金に積み立てられ、翌年度以降の介護給付費に充当される。また、保険料収入が、給付費に充当すべき保険料相当分を下回った場合は不足分について介護給付費準備基金を取り崩すこととなっている。

しかし介護給付費準備基金を取り崩してもなお不足額が生じた場合は都道府県が設置する財政安定化基金から借り入れることとされ、次期事業計画期間における第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、財政安定化基金に返還することとなっている。

平成15年度～平成17年度の介護保険第3期事業運営期間の保険料設定に当たっては、保険料の上昇幅を抑えるため、介護給付費準備基金を活用し、193,793,221円を取り崩した。平成18年度～平成20年度の第3期事業計画期間の保険料設定に当たっても、介護給付費準備基金の活用を予定している。

平成12年度～平成17年度までの介護給付費準備基金の状況は、表53のとおりである。

表 5 3 介護給付費準備基金の状況

(単位：円)

区分	積立額	取崩額	基金残高
平成 12 年度	589,388,000	0	589,388,000
平成 13 年度	407,845,300	0	997,233,300
平成 14 年度	172,163	570,229	996,835,234
平成 15 年度	551,229	0	997,386,463
平成 16 年度	21,279,901	193,793,221	824,873,143
平成 17 年度	897,014	156,555,900	669,214,257

※各年度の基金残高は5月末現在。

(4) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスが提供されるよう、介護保険事業者に対し、サービス提供や報酬請求等、実務上必要な情報を随時ファクス等で提供している他、次のような支援を行っている。

① 介護サービス事業者支援への支援

ア. 中野区介護サービス事業所連絡会

同会は、事業所相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上をはかるとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うこととしている。通所介護部会、介護支援専門員部会や訪問介護部会などを設け、研修会を開催するなど積極的な運営を行っている。区内で十分な量の、質の高い介護サービスが安定的に供給され、介護保険制度が円滑に運営できるよう、区としても同会に対し支援を行っている。

イ. 事業所管理者への指導研修

東京都における介護サービス事業者への指導検査の状況について情報提供を行うとともに、訪問介護労働者の雇用条件等の労働基準法についての研修を行った。

実施回数 1 回 52 事業所、71 名参加

ウ. サービス提供責任者研修

利用者の残存能力を生かした介護サービスの提供ができるよう、自立支援に向けた訪問介護計画の作成方法についての研修を行った。

実施回数 1 回 99 事業所参加

② ケアマネジャー支援

ア. 給付事務説明会の開催

介護保険事業者との連絡を密にし、事業者に対して介護保険の最新情報を提供するため給付事務説明会を平成17年度は1回開催した。主な内容は次のとおりである。

開催日	主な内容
3月23日	①介護保険の制度改正について ②平成18年度の保健福祉サービスの変更点について ③介護給付事務に係る情報提供

イ. ケアマネジャー研修

介護を必要とする利用者に対し適正かつ効果的なケアが行われるよう、ケアマネジメント能力向上のための研修を実施した。

実施回数 3回 151名参加

ウ. ケアプラン指導チームの実施

介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図ることを目的とし、ケアマネジメントリーダーや各専門分野職員により構成するチームで、区内事業所の介護支援専門員が作成したケアプランの評価・検討を行った。

実施回数 4回 扱った事例 4例

③ 地域支援会議

居宅介護支援事業所を含む関係機関や区が、在宅介護支援センターを通して連携することにより、要介護高齢者及びその家族に対し介護保険事業を含む保健・医療・福祉に関する多様なサービスを総合的かつ適切に提供できるよう地域支援会議を開催している。

- ・参加者同士の意見交換
- ・事例検討会
- ・区からの情報提供

等の内容で、平成17年度は、9箇所の在宅介護支援センター単位に各2回開催した。

④ ケアマネジメントリーダーの養成

介護支援専門員に対する支援活動を行う上で必要な心構え、知識、技術等ケアマネジメントリーダーとして必要な技能の習得を図ることを目的に、東京都ケアマネジメントリーダー養成研修が実施されている。

平成17年度は、地域型在宅介護支援センター職員等、19名が受講した。

(5) 介護費用適正化緊急対策事業（介護給付通知の実施）

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付の適正化を図っている。

通知対象者：居宅サービス利用者

通知内容：サービス年月、サービス事業者名、サービス種類、日数、サービス費用額、利用者負担額

通知時期及び発送件数：

平成17年9月発送

平成17年 4月～ 6月利用分 6,108件

平成18年3月発送

平成17年10月～12月利用分 6,288件

(6) 介護保険サービス事業者への指導

介護サービス利用者が増加するとともに、介護給付費も増大している。利用者にとって必要なサービスが適切に提供され、適正な介護報酬の請求がなされるよう、保険者として事業者への訪問調査を実施し、指導を行った。

訪問調査指導事業所数 18事業所

(7) 苦情調整

介護保険に関して、平成17年度は125件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は、表54のとおりである。

表54 苦情申立人別苦情の内訳 (単位：件)

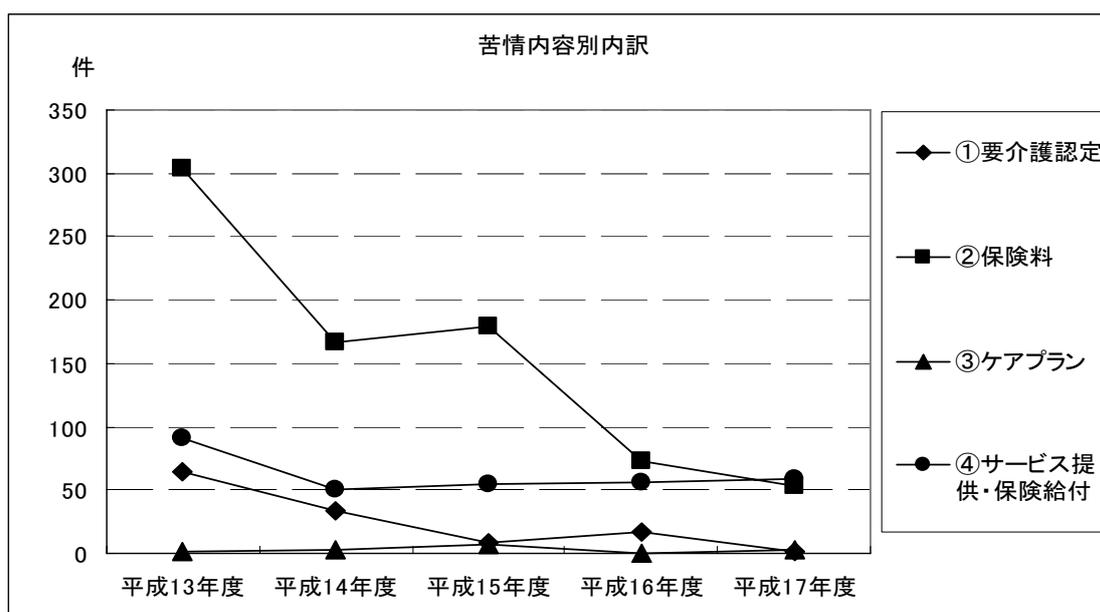
年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
本人	159	178	94	76
家族	93	82	53	42
ケアマネジャー	6	7	6	3
事業者・施設	3	1	2	1
その他	3	6	0	3
計	264	274	155	125

これらの苦情の具体的な内容は、表55及びグラフ56のとおりである。

表55 苦情内容別内訳 (単位：件)

区 分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
①要介護認定		33	9	17	1
②保険料		166	179	73	53
③ケアプラン		3	7	0	3
④サービス提供・保険給付		50	54	56	59
合 計		252	249	146	116
(再掲)	●サービスの種類				
	居宅介護支援	13	11	21	18
	訪問介護	21	20	22	21
	その他	16	23	13	20
(再掲)	●苦情内容				
	サービスの質	8	10	6	15
	従事者の態度	12	18	10	17
	利用者負担	4	7	7	0
	その他	26	19	33	27
⑤その他		12	25	9	9
合 計		264	274	155	125

グラフ56 苦情内容別内訳



苦情に対する具体的な対応は、表57のとおりである。

表57 苦情への対応 (単位：件)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
①申立者に説明・助言	239	236	114	89
②当事者間を調整等	19	28	31	33
③他機関を紹介等	3	3	6	1
④その他	3	7	4	2
計	264	274	155	125

(8) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

平成17年度に区が行った要介護認定などに対する「東京都介護保険審査会」への審査請求状況（平成18年3月末現在）は、表58のとおりである。

表58 東京都介護保険審査会への審査請求状況内訳 (単位：件)

棄却	原処分取消	却下	継続中	取り下げ	計
0	0	2	1	0	3

9 介護保険制度の広報活動

(1) 第1号被保険者に対して

65歳の年齢到達者に対して、介護保険証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（特別徴収者は年1回、普通徴収者は年2回）に、介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」を同封している。

(2) 区報掲載

平成17年4月～平成18年3月に区報掲載した介護保険関連記事の主な内容は以下のとおりである。

発行日	内 容
4月24日	介護保険標準負担額減額認定の申請を
5月15日	「中野区介護保険サービス実態調査」の結果公表
5月22日	区民フォーラム「物忘れに気づいたら～認知症の早期発見を考える」案内
6月26日	65歳以上の方に介護保険料決定通知書を送付 介護支援専門員（ケアマネジャー）実務研修受講試験の受験要項を配布中
8月21日	介護保険制度改正関連連載記事 変わる介護保険①—なぜ今、制度改正が必要なのですか—
9月18日	介護保険施設の利用料が変わります～10/1からの介護保険の制度改正 介護保険制度改正関連連載記事 変わる介護保険②—「新予防給付」ってどんなものですか？—
9月29日 (臨時号)	保健福祉総合推進計画・介護保険事業計画を策定しています—計画素案にみなさまのご意見を—
10月16日	介護保険制度改正関連連載記事 変わる介護保険③—「地域支援事業」とはどのようなものですか—
11月20日	平成16年度介護保険の運営状況の公表 介護保険制度改正関連連載記事 変わる介護保険④—「地域密着型サービス」って何ですか—
12月7日 (臨時号)	保健福祉総合推進計画・介護保険事業計画を策定しています—計画素案にみなさまのご意見を—
1月15日	介護保険制度改正関連連載記事 変わる介護保険—⑤サービスの質の向上はどのように図られますか—
2月5日	「中野区保健福祉総合推進計画2005（案）」「第3期中野区介護保険事業計画（案）」にご意見を 介護保険と税の申告 介護保険制度改正にともない、要介護認定が変わります
3月26日	介護保険料のお知らせ

(3) ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。また、介護サービス事業者の情報、介護サービス空き情報（短期入所生活（療養）介護、居宅介護支援）が検索できるようになっている。

(4) 「高齢者保健福祉のてびき—平成 18 (2006) 年度介護保険制度改正対応版—」の発行

介護保険制度の改正点を周知するため、介護保険担当で独自にパンフレットを作成し、介護保険担当窓口、地域包括支援センターなどの窓口での希望者へ配布した。

- ・発行時期 平成18年3月
- ・発行部数 4,000部

10 介護保険制度の充実に向けて

(1) 介護保険運営協議会

区では、介護保険事業の充実を図るため、中野区介護保険条例に基づき、区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置している。

① 運営協議会の所掌事項

運営協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- ・介護保険事業計画に関すること
- ・介護保険事業の充実及び改善に関すること
- ・その他区長が介護保険事業の運営に関し必要と認める事項

② 委員構成及び任期

運営協議会は、被保険者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する委員20名以内をもって組織され、委員の任期は3年である。第2期の委員は、次の方々である。

第2期介護保険運営協議会委員名簿

(平成18年3月末現在)

		推薦団体名・役職等
被 保 険 者	鈴木 鋁二	公募
	町田 美那子	公募
	三須 勝幸	公募
	浮ヶ谷 せつ子	ボランティア(南中野地区)
	櫻井 節子	中野区民生児童委員協議会
	武藤 康子	中野区消費者団体連絡会
	鎗田 正義	中野区社会福祉協議会
	渡辺 栄子	中野区福祉団体連合会

医療	立花 司	中野区歯科医師会
	西村 恒夫	中野区医師会
	吉川 征紀	中野区薬剤師会
	渡辺 幸康	中野区医師会
事業者	奥田 由美子	指定訪問介護事業者
	駒野 登志夫	指定介護老人福祉施設
	柳田 よう子	指定居宅介護支援事業者
保健・福祉	東 奈美	東海大学健康科学部講師
	○鎌田 ケイ子	NPO法人全国高齢者ケア協会理事長
	東畠 弘子	実践女子短期大学講師
	◎村川 浩一	日本社会事業大学社会福祉学部教授
	矢部 正治	日本社会事業大学大学院助教授

◎会長 ○副会長

③ 第2期運営協議会の運営内容

第2期中野区介護保険運営協議会は、平成16年1月30日に委員20名で設置された。介護保険運営協議会の平成17年度の開催状況は以下のとおりである。

開催日	内 容
平成17年4月19日 (小委員会)	(1) 小委員会について ①委員長、副委員長の選任について ②小委員会の運営について (2) 介護保険サービス実態調査結果について (3) 基礎数値（人口、被保険者数、認定者数、施設等利用者数 地域支援事業対象者数等）の考え方について (4) 介護政策支援システムについて（全国と中野区との比較） (5) 日常生活圏域の設定について (6) 全国介護保険担当課長会議について
平成17年5月16日 (小委員会)	(1) 介護保険制度改革の動向について (2) 基礎数値（人口、被保険者数、認定者数、施設等利用者数 地域支援事業対象者数等）の考え方について (3) 介護予防・地域支援事業について (4) 介護保険事業計画と「地域介護・福祉空間交付金」について

<p>平成17年6月17日 (小委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中野区保健福祉審議会について (2) 介護保険制度改正の動向について (3) 中野区における認知症傾向保持者の状況について (4) 日常生活圏域の設定について (5) 地域包括支援センターについて (6) 市町村整備計画の提出について (7) 介護保険料について
<p>平成17年7月1日 (小委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度改革と今後のスケジュールについて (2) 地域包括支援センターについて (3) 介護保険料について (4) 介護予防について (5) 保健福祉サービス意向調査速報版について
<p>平成17年8月10日 (全体会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員の委嘱について (2) 介護保険制度改革の動向について (3) 介護保険制度の実施状況について (4) これまでの議論の状況について (5) 今後の検討について <ul style="list-style-type: none"> ①新予防給付と地域支援事業（介護予防）について ②特別給付について ③保健福祉事業について ④その他
<p>平成17年8月23日 (小委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別給付について (2) 保健福祉事業について (3) 将来的な施設利用の目的値について (4) 保険料段階と減額制度について (5) 地域包括支援センターについて
<p>平成17年9月1日 (全体会) 保健福祉審議会と合同で 開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「新しい中野をつくる10ヵ年計画（素案）」の報告 (2) 中野区保健福祉総合推進計画の進捗状況についての報告 (3) 両附属機関の検討状況の途中経過報告 (4) 質疑・意見交換 (5) 今後の検討スケジュールの確認
<p>平成17年9月14日 (小委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービス量の推計について (2) 地域密着型サービスについて (3) 介護サービス事業者の質の向上について (4) 10月からの制度改正への対応について (5) 保健福祉サービス意向調査結果について

平成17年10月17日 (小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域支援事業について (2) 高齢者専用賃貸住宅について (3) 介護サービス量の推計と介護保険料について (4) 生計困難者への対応（利用料減額制度と保険料減額制度）について (5) 介護運営協議会答申（案）の骨子について
平成17年11月8日 (全体会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新しい中野をつくる10か年計画（改定素案）について (2) 保健福祉に関する意識調査について (3) 介護保険の運営状況について (4) 日常生活圏域と保健福祉センター所管区域について (5) 特別給付について (6) 介護保険財政の見通しと介護保険料について (7) 介護運営協議会答申（案）について (8) その他
平成17年12月2日 (全体会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中野区介護保険運営協議会中間答申について (2) 第3期中野区介護保険運営協議会素案について (3) 中野区保健福祉審議会答申について (4) 中野区保健福祉総合推進計画素案について (5) 地域包括支援センター運営協議会について (6) 特別給付について
平成18年1月11日 (全体会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護報酬について (2) 介護保険事業計画素案にかかる区民等からの意見について (3) 介護保険事業計画案（検討案）について (4) 中野区介護保険運営協議会最終答申（案）について
平成18年1月24日 (全体会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中野区介護保険運営協議会答申（案）について (2) 第3期中野区介護保険事業計画案（検討案）について (3) 地域密着型サービス運営委員会の設置について (4) 中野区地域包括支援センター運営法人の選定状況について

(2) 第3期介護保険事業計画の策定

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、3年ごとに見直しを行う介護保険事業運営の基本となるものである。事業計画は、計画年度における介護給付等対象サービス種類ごとの量の見込みやその確保策について定めている。区では、介護保険制度発足にあたり、平成12年3月に中野区介護保険事業計画（平成12年度～平成16年度）を策定した。3年の期間が終了する

平成14年度末に第2期介護保険事業計画（平成15年度～平成19年度）を策定した。更に3年の期間が経ったため、平成17年度末に第3期介護保険事業計画を策定した。

① 介護保険運営協議会に諮問

区では、第3期の計画策定にあたり、平成17年3月、次の項目について介護保険運営協議会に諮問した。

- (1) 次期事業計画期間における介護サービス量の見込みについて
- (2) 区民の負担能力に配慮した保険料の段階区分、料率の見直しについて
- (3) 日常生活圏域、地域包括支援センター、地域支援事業について
- (4) その他、特別給付など介護保険事業の充実・改善方策について

② 調査の実施

第3期介護保険事業計画策定にあたり、要介護者等の実態及びサービス利用意向を把握するため、平成16年10月に、要介護等認定者のうち居宅介護サービス利用者や介護サービス未利用者、ケアマネジャーに対して実態調査を実施した。

平成17年1月には、居宅介護サービス利用者や介護サービス未利用者、ケアマネジャー調査の調査結果の速報版を区内の介護サービス事業者に対して送付し、実態調査を行ない、平成17年3月に「中野区介護保険サービス実態調査」としてその結果報告を取りまとめた。

また、平成17年4月には、要介護等の認定を受けていない高齢者を対象とする高齢者調査及び一般区民を対象に健康意識調査を実施し、平成17年8月に「保健福祉サービス意向調査（高齢者調査・健康意識調査）」として取りまとめた。

これら調査結果は、介護保険運営協議会及び保健福祉総合推進計画に関連した事項を審議している保健福祉審議会での議論の参考にするとともに、介護保険事業計画のサービス見込み量算出にあたっての基礎資料とした。

③ 素案の作成

区では、平成17年12月に、介護保険運営協議会の中間答申や各種調査結果を踏まえ、事業計画素案を作成した。素案に関する区民の意見・要望を把握するため、事業計画と同時に策定を予定している保健福祉総合推進計画の素案概要とあわせて、区報臨時号に掲載するとともに、地域センターや区役所で区民との意見交換会を開催した。

④ 計画の策定

区では、平成18年1月、介護保険運営協議会の最終答申や区民との意見交換会で寄せられた意見を踏まえ、介護保険事業計画案を作成し、パブリックコメント手続きを経て、平成18年3月に第3期介護保険事業計画を策定した。

補足資料（介護保険特別会計の決算状況）

表59 介護保険特別会計歳入内訳（収入済額）

（単位：円、％）

区 分	平成15年度	平成16年度		平成17年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	2,327,176,100	2,343,385,720	0.7	2,359,151,780	0.7
2 使用料及び手数料	1,500	900	-40.0	1,200	33.3
3 国庫支出金	3,155,509,982	3,348,276,504	6.1	3,433,106,000	2.5
1 国庫負担金	2,513,992,182	2,786,664,423	10.8	2,800,237,000	0.5
2 国庫補助金	641,517,800	561,612,081	-12.5	632,869,000	12.7
1 調整交付金	560,483,000	560,872,000	0.1	630,114,000	12.3
2 事務費交付金	76,593,800	皆減	皆減	—	—
3 保険者機能強化給付金	4,441,000	740,081	-83.3	742,000	0.3
4 介護保険事業費補助金	—	—	—	2,013,000	皆増
4 支払基金交付金	4,011,263,702	4,330,260,000	8.0	4,374,229,000	1.0
5 都支出金	1,576,916,000	1,710,026,000	8.4	1,714,420,000	0.3
6 財産収入	551,376	1,452,719	163.5	839,272	-42.2
7 繰入金	1,733,254,654	2,458,150,614	41.8	2,472,053,130	0.6
1 一般会計繰入金	1,733,254,654	2,264,357,393	30.6	2,315,497,230	2.3
1 介護給付費繰入金	1,539,754,665	1,668,930,495	8.4	1,700,181,571	1.9
2 その他一般会計繰入金	193,499,989	595,426,898	207.7	615,315,659	3.3
2 基金繰入金	皆減	193,793,221	皆増	156,555,900	-19.2
1 介護給付費準備基金繰入金	皆減	193,793,221	皆増	156,555,900	-19.2
8 繰越金	60,989,086	66,773,515	9.5	187,987,043	181.5
9 諸収入	880,042	148,178	-83.2	209,462	41.4
1 第1号被保険者延滞金	78,400	75,200	-4.1	187,100	148.8
2 預金利子	3,697	2,418	-34.6	6,069	151.0
3 雑入	797,945	70,560	-91.2	16,293	-76.9
合計	12,866,542,442	14,258,474,150	10.8	14,541,996,887	2.0

表60 介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	平成15年度	平成16年度		平成17年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	240,227,405	596,170,297	148.2	617,869,551	3.6
2 保険給付費	12,334,830,976	13,360,524,147	8.3	13,602,336,349	1.8
1 保険給付費	12,334,830,976	13,360,524,147	8.3	13,602,336,349	1.8
1 保険給付費	12,308,784,224	13,337,318,972	8.4	13,577,852,759	1.8
2 審査支払費	26,046,752	23,205,175	-10.9	24,483,590	5.5
3 財政安定化基金拠出金	13,518,881	13,518,879	0.0	13,518,879	0.0
4 基金積立金	551,229	21,279,901	3,760.4	897,014	-95.8
5 諸支出金	210,640,436	78,993,883	-62.5	183,945,830	132.9
1 償還金及び還付加算金	57,759,436	44,845,059	-22.4	183,803,939	309.9
2 繰出金	152,881,000	34,148,824	-77.7	141,891	-99.6
6 予備費	0	0	—	0	—
合計	12,799,768,927	14,070,487,107	9.9	14,418,567,623	2.5

※平成16年度から介護保険関係人件費等が一般会計から特別会計へ組替えとなったため、制度運営費（平成16年度までは総務費）が大幅に伸びた。（人件費決算額 375,491,397円）